

生活環境影響調査書

一般廃棄物処理施設（最終処分場）設置届変更に伴うもの

令和 8 年 7 月

町田市

はじめに

町田市一般廃棄物最終処分場（以下「本施設」という。）は、1980年度から2003年度まで、町田リサイクル文化センター清掃工場で発生した焼却灰等を埋め立て処分していました。

本施設の埋め立て区画が池の^{いけのはた}辺地区と峠谷地区に分かれており、峠谷地区に隣接して旧埋立地地区があります。また、本施設の埋め立て区画に浸透した雨水は地下で集水し、排水浄化センターで適正に処理しています。

池の辺地区は、2020年9月に埋め立て処分終了の事務手続きを行い、2023年9月から上部の一部を忠生スポーツ公園として活用しています。峠谷地区においても、上部を忠生スポーツ公園第二次として活用するため、埋め立て処分終了の事務手続きに向けて安全対策を進めています。

一方で、峠谷地区は埋め立てた廃棄物層を管理するための遮水工、えん堤等が確認されていない場所があることから、峠谷地区を旧埋立地（構造基準^{*}制定前に廃棄物が埋められていた土地）も含めた範囲に変更することで、安全が確認できる形にします。なお、範囲変更に伴い、峠谷地区の廃棄物埋立容量が変わるものではありません。

また、排水浄化センターにおいて、標準活性汚泥法にて処理を行っていますが、過去10年以上排水基準を下回っており、処理が過剰な状態となっていることから、雨水での希釈処理への処理方法の変更を行います。

以上の変更計画が一般廃棄物処理施設（最終処分場）設置届の変更^{*}に該当することから、本施設が周囲に与える影響の変化について調査するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月 法律第137号）に基づき、生活環境影響調査を実施するものです。

※構造基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」（昭和52年3月 総理府・厚生省令第1号）に示される基準。

目次

1. 施設の変更に関する計画等	1
1.1 施設の設置者の名称及び所在地	1
1.2 施設の設置場所	1
1.3 施設の種類	1
1.4 変更する施設設置計画の概要	1
1.5 変更する事業計画の内容	4
1.5.1 最終処分場峠谷地区の区域変更と構造の明確化	4
1.5.2 排水浄化センターの処理方法変更	7
2. 生活環境影響評価項目の選定	8
2.1 選定した生活環境影響調査項目と生活環境影響要因の関連	8
2.2 生活環境影響調査項目の選定理由	9
2.2.1 騒音（施設（浸出水処理設備）の稼働）	9
2.2.2 振動（施設（浸出水処理設備）の稼働）	9
2.2.3 水質（排水浄化センターからの処理水の放流）	9
2.2.4 地下水（最終処分場の存在）	9
2.3 生活環境影響調査項目として選定しなかった理由	9
2.3.1 大気質（埋立作業、廃棄物運搬車両の走行）	9
2.3.2 騒音（埋立作業、廃棄物運搬車両の走行）	10
2.3.3 振動（埋立作業、廃棄物運搬車両の走行）	10
2.3.4 悪臭（施設（埋立地）からの悪臭の発生）	10
3. 生活環境影響調査の結果	11
3.1 騒音	11
3.1.1 調査対象地域	11
3.1.2 現況把握	11
3.1.3 予測	21
3.1.4 影響の分析	22
3.2 振動	23
3.2.1 調査対象地域	23
3.2.2 現況把握	23
3.2.3 予測	28
3.2.4 影響の分析	29
3.3 水質	30
3.3.1 調査対象地域	30
3.3.2 現況把握	30
3.3.3 予測	46
3.3.4 影響の分析	47
3.4 地下水	48
3.4.1 調査対象地域	48
3.4.2 現況把握	48
3.4.3 予測	56
3.4.4 影響の分析	57
4. 総合的な評価	58
4.1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理	58
4.2 施設の変更に関する計画に反映した事項及びその内容	58
4.3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容	58

第1章 施設の変更に関する計画等

1.1 施設の設置者の名称及び所在地

事業者：町田市

代表者：町田市長 稲垣 康治

所在地：東京都町田市森野 2-2-22

1.2 施設の設置場所

東京都町田市下小山田町 3267 番地ほか（図 1-1 及び図 1-2 参照）

「事業区域」は、変更計画の対象となる「峠谷地区」、「旧埋立地地区」、「最終処分場関連用地」を含む範囲とする。

1.3 施設の種類

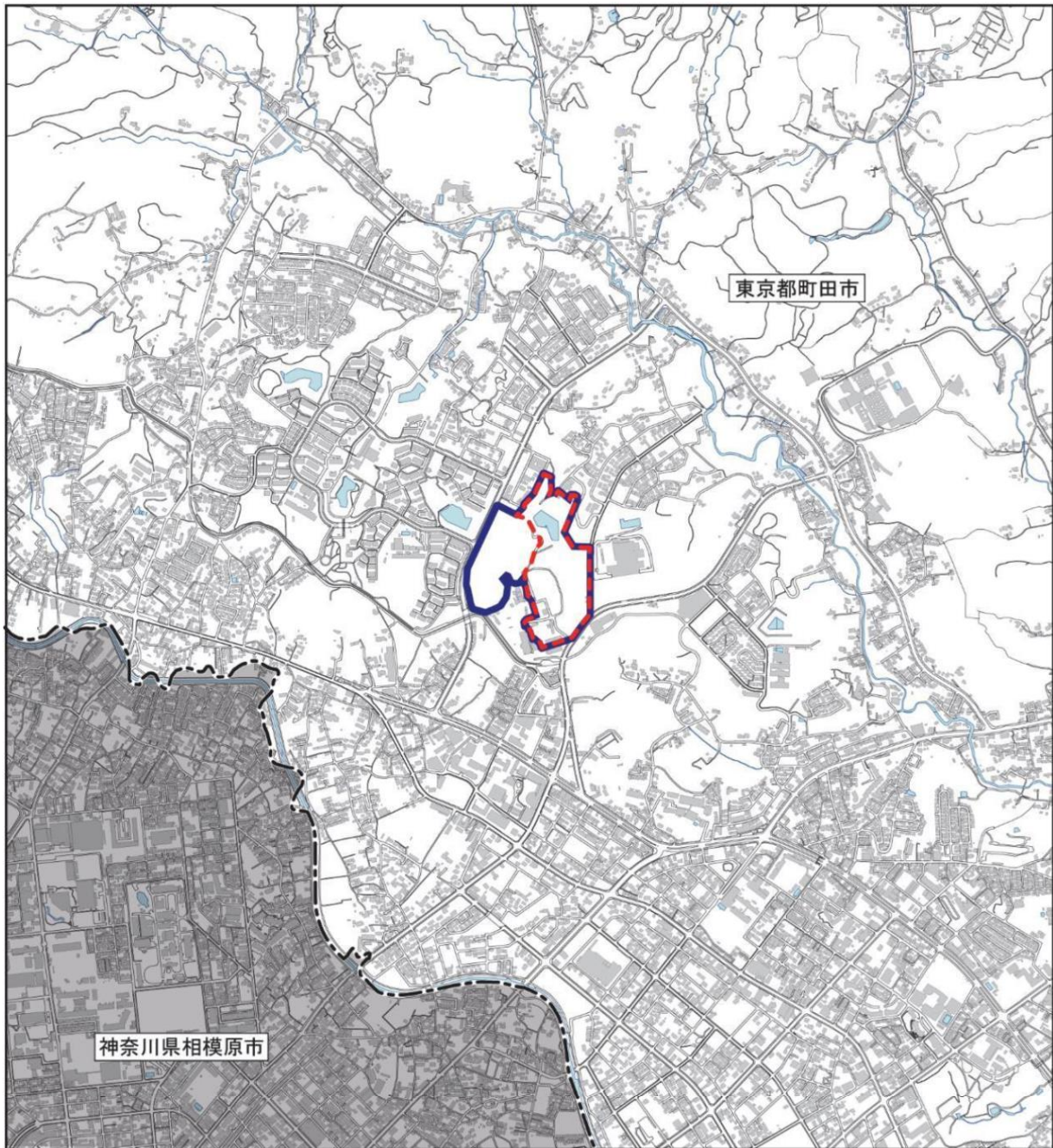
一般廃棄物最終処分場

1.4 変更する施設設置計画の概要

施設設置計画の変更内容は、本施設における埋め立て区域「峠谷地区」の区域変更及び排水浄化センター（浸出水処理施設）の処理方法の変更である。変更内容の概要は、表 1-1 に示すとおりである。

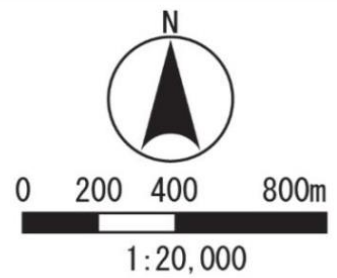
表 1-1 施設設置計画の変更内容概要

項目	変更内容概要
①最終処分場峠谷地区の区域変更と構造の明確化	峠谷地区は隣接に旧埋立地地区（旧処分場）がある。峠谷地区に旧埋立地地区を加える形で区域変更を行う。旧埋立地地区は構造基準を満たした構造になっていないため、安全対策工事を行い構造基準と同等の状態とする計画である。安全対策工事は主に、旧埋立地地区について上部遮水を行う。これにより、最終処分場の構造を明確化する。 なお、この区域変更は、新たに廃棄物を埋め立てるためのものではない。
②排水浄化センターの処理方法変更	排水浄化センターは町田市一般廃棄物最終処分場の浸出水を処理する施設である。浸出水の水質は、過去 10 年以上維持管理上の基準を下回っており、排水浄化センターで行っている標準活性汚泥法での処理は過剰な状態となっている。このことから、雨水での希釈処理への処理方法の変更を行う。
③公園利用 （今回の生活環境影響調査対象外）	池の辺地区は 2020 年 9 月に終了届手続きが完了し、2023 年 9 月から上部の公園利用を開始している。 峠谷地区は、変更届手続き後に安全対策工事を行い、2029 年度初旬を目標に埋立処分終了届手続きを完了させ、公園利用に繋げる予定である。



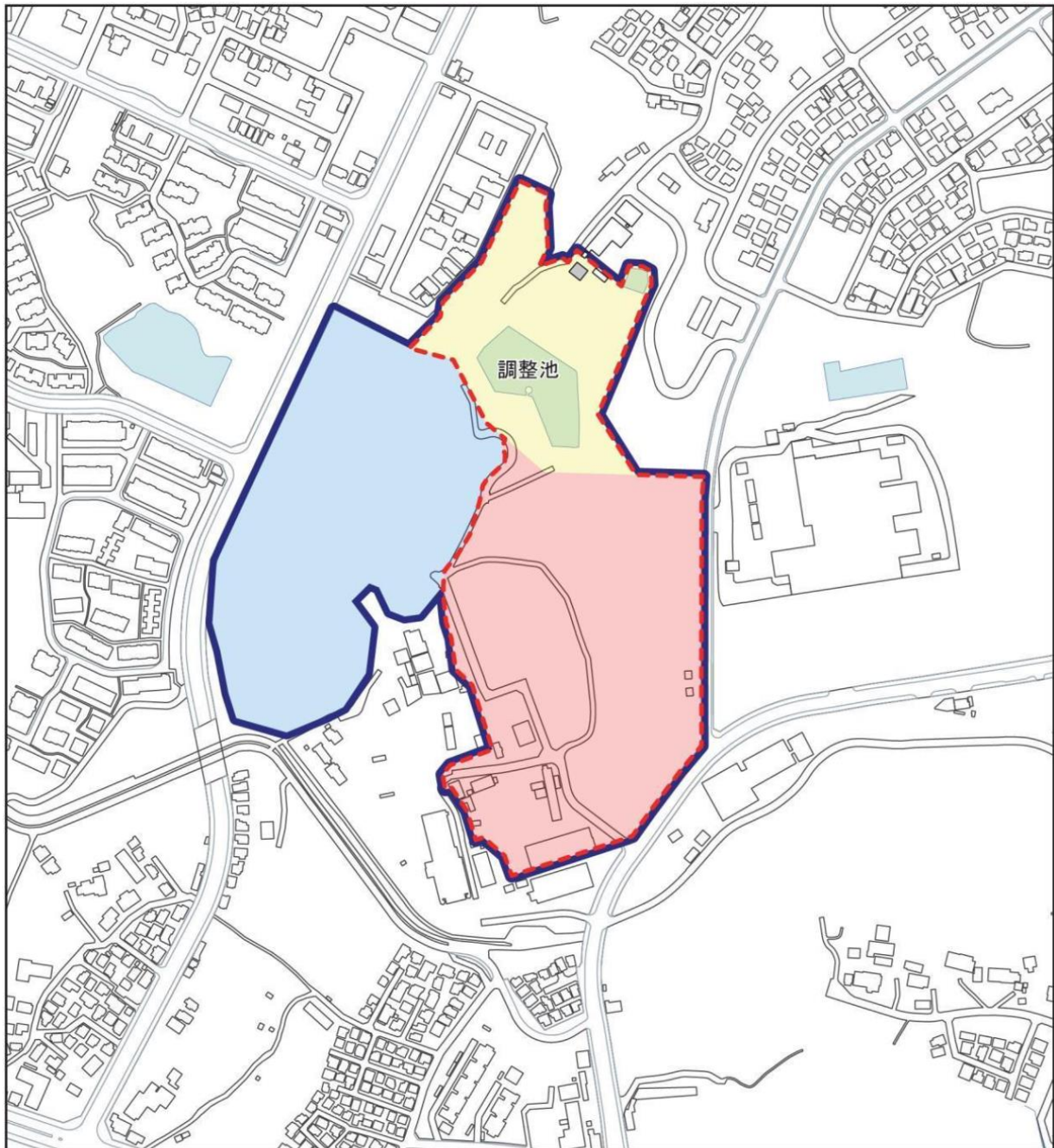
凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 都県境・市境



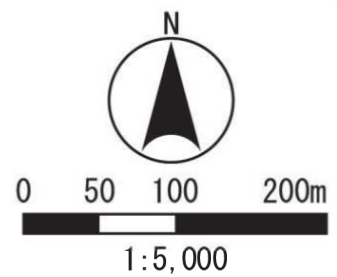
※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 1-1 施設の設置場所



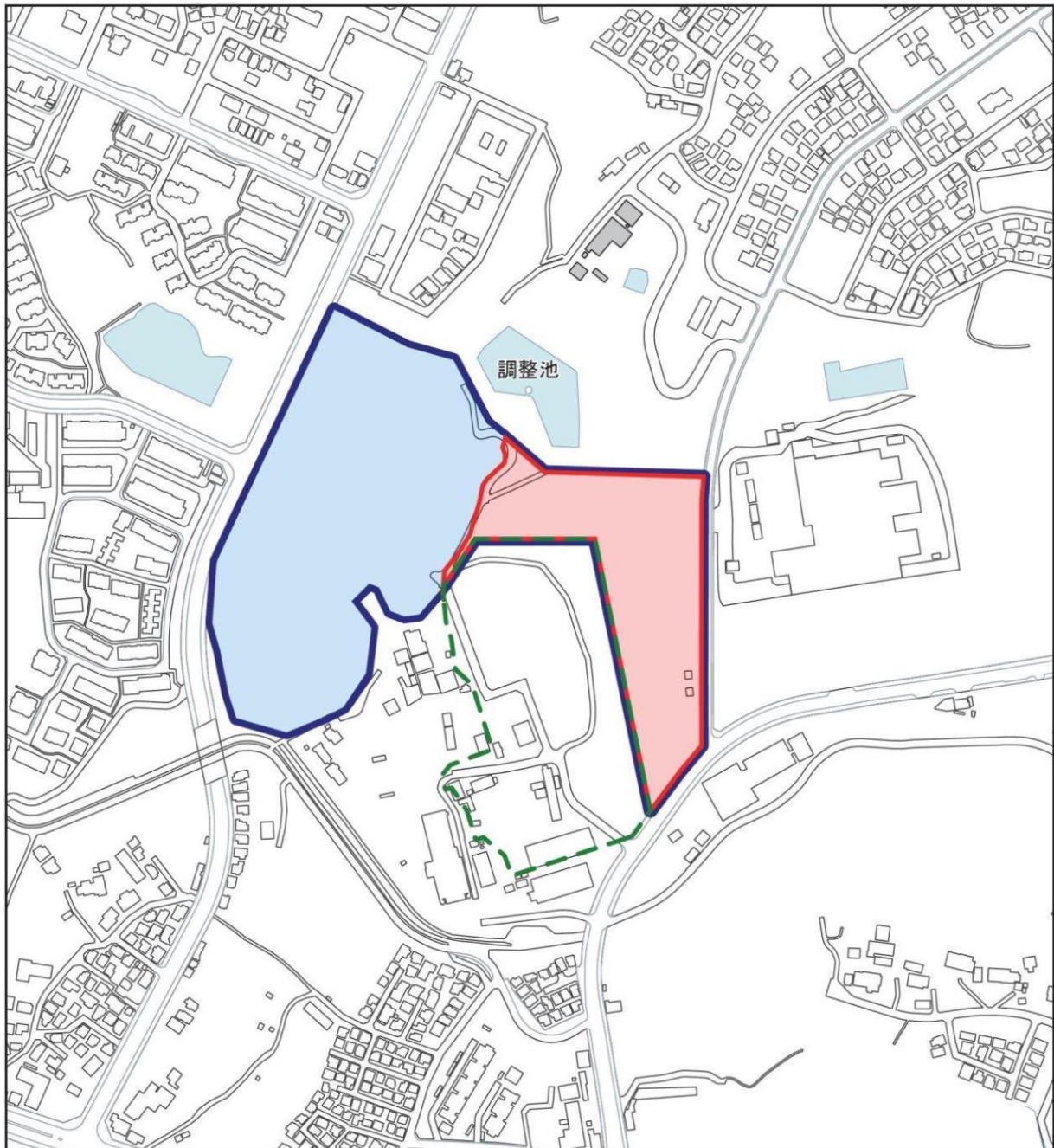
凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 峠谷地区
- : 池の辺地区
- : 最終処分場関連用地
- : 排水浄化センター(浸出水処理施設)








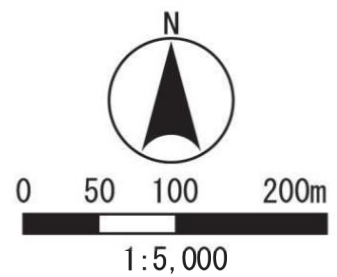
※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 1-2(1) 地区区分図【変更後】



凡 例

-  : 町田市一般廃棄物最終処分場
-  : 峠谷地区
-  : 池の辺地区
-  : 旧埋立地地区
-  : 排水浄化センター(浸出水処理施設)



※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 1-2(2) 地区区分図【変更前】

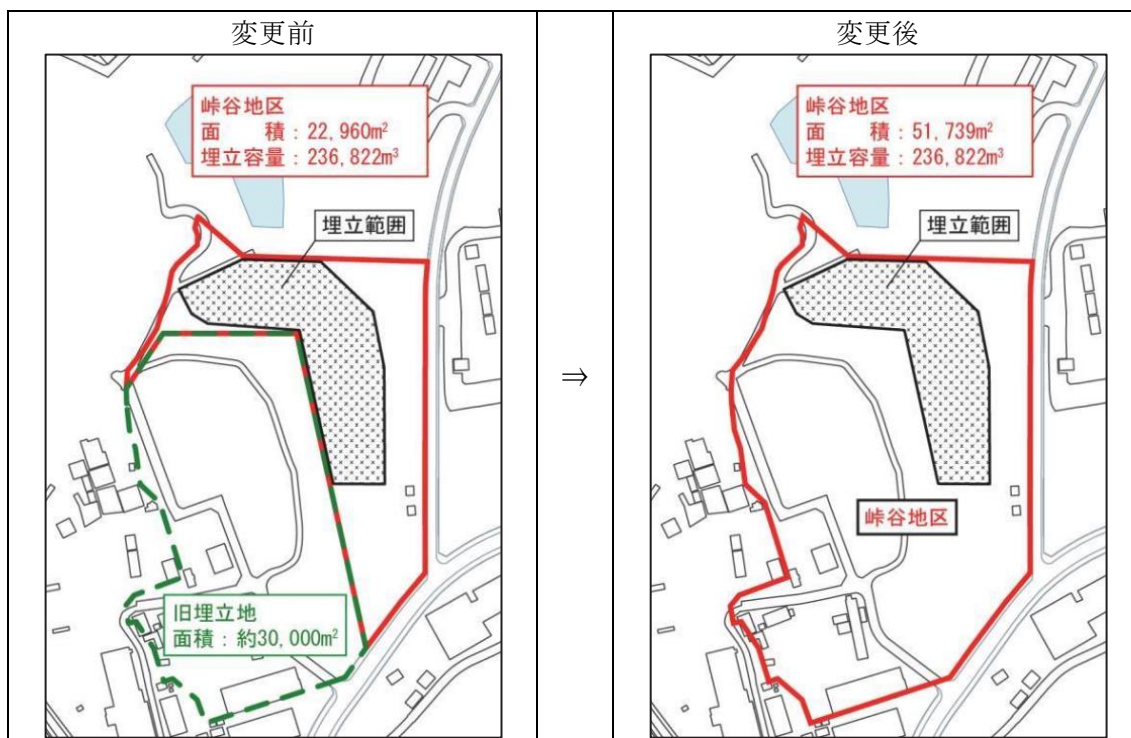
1.5 変更する事業計画の内容

1.5.1 最終処分場峠谷地区の区域変更と構造の明確化

(1) 区域変更

峠谷地区は隣接に旧埋立地があり、維持管理上の課題がある。この2地区を一体で管理するため、峠谷地区に旧埋立地地区を加える形で範囲変更を行う。また、その範囲を明確にし、適正に管理できる形とする。

峠谷地区の区域変更の範囲、面積、埋立容量は、図 1-3 に示すとおりである。なお、区域変更に伴い、峠谷地区の埋立容量が変わるものではない。



※1 この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

※2 地区面積及び埋立容量は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月法律第137号)第9条第3項の規定により届け出た面積及び埋立容量である。ただし、旧埋立地は同法律施行前に設置された最終処分場のため、届出はされていない。

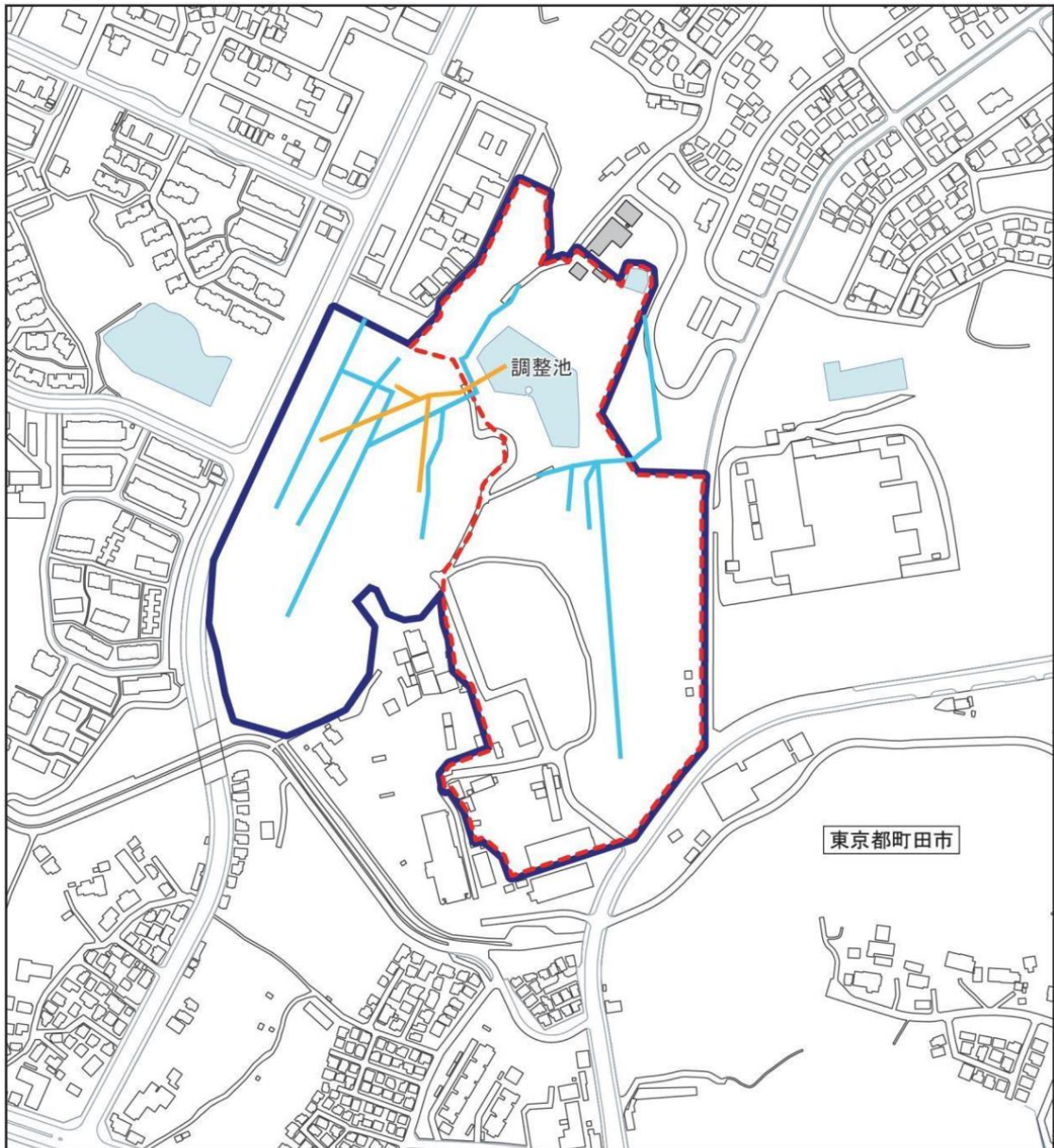
図 1-3 変更する区域範囲

(2) 構造の明確化（安全対策（上部遮水））

旧埋立地は、構造基準制定前に廃棄物が埋められていた土地であることから、廃棄物層が不透水層で覆われていない状態である。一方で、峠谷地区及び旧埋立地における廃棄物層の地下水位の標高は、周辺土壌の地下水位の標高より低いことから、廃棄物層内の地下水が周辺土壌に流出していない（水封状態にある）と考えられる。旧埋立地の廃棄物層内に流入した地下水は図 1-4 に示すとおり、下流の峠谷地区の浸出水管で集水され、適正に処理されていることから、峠谷地区の範囲変更後においても廃棄物層から地下水による周辺環境への影響がないことには変わりはなく、現構造基準と同等の状態と考える。

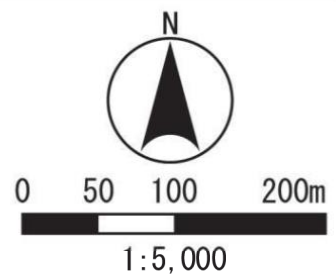
本計画の安全対策工事では、この状態を維持しつつ、廃棄物層内に浸透する地下水の量を抑制するため、廃棄物層上部に遮水機能を追加する。上部遮水工及び新たに整備する雨水排水管路は、図 1-5 に示すとおりである。上部遮水工は、旧埋立地の埋立範囲上部を遮水できる構造とし、新たに整備する雨水排水管路により雨水を北側の雨水調整池へ導く計画である。

なお、既存の浸出水管の機能が維持できるように地下水位の定期観測を継続する。



凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 排水浄化センター(浸出水処理施設)
- : 浸出水管
- : 地下水排出管



※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 1-4 既存の浸出水配管図

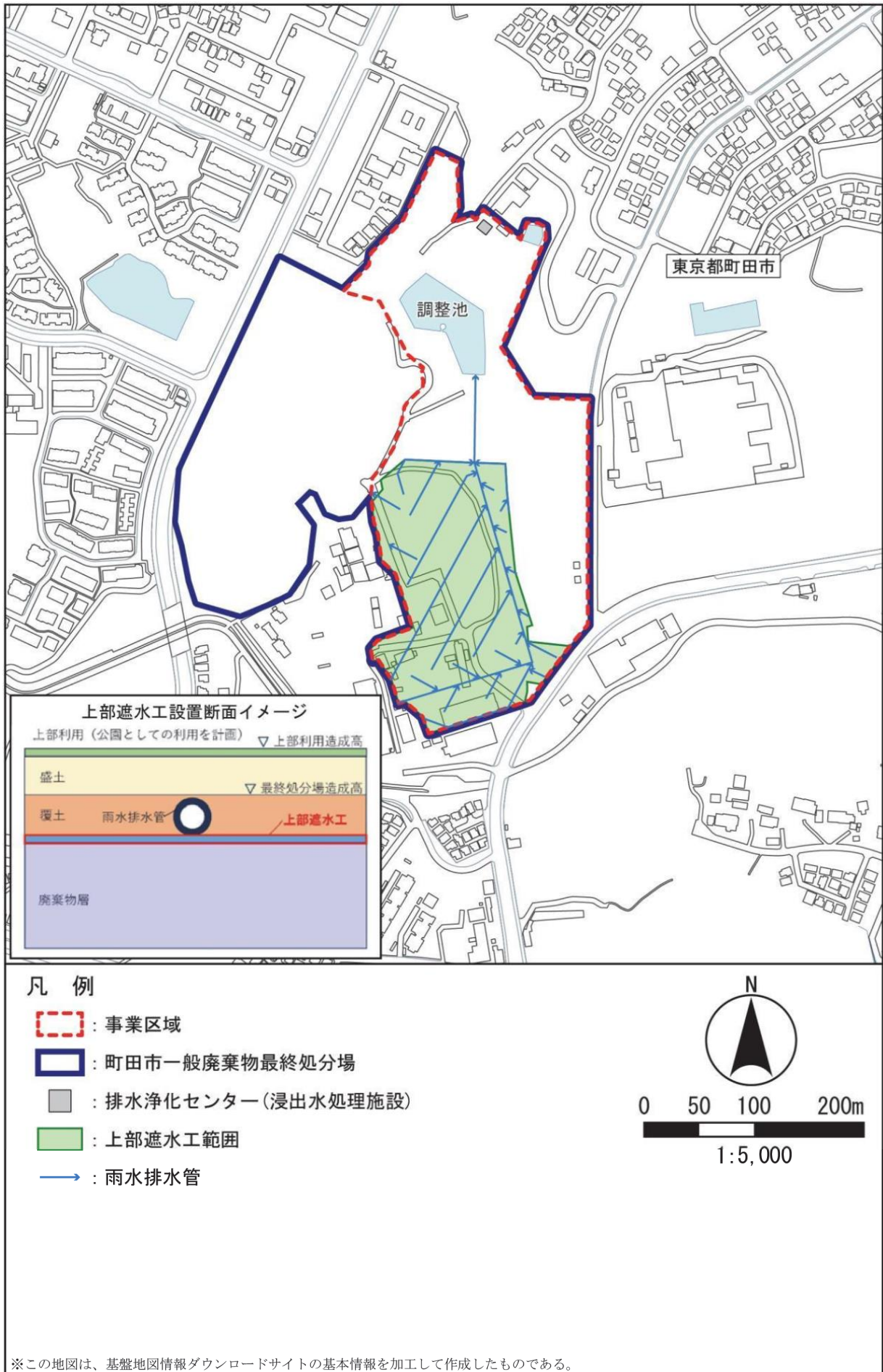


図 1-5 上部遮水工範囲及び新たに整備する雨水排水管図

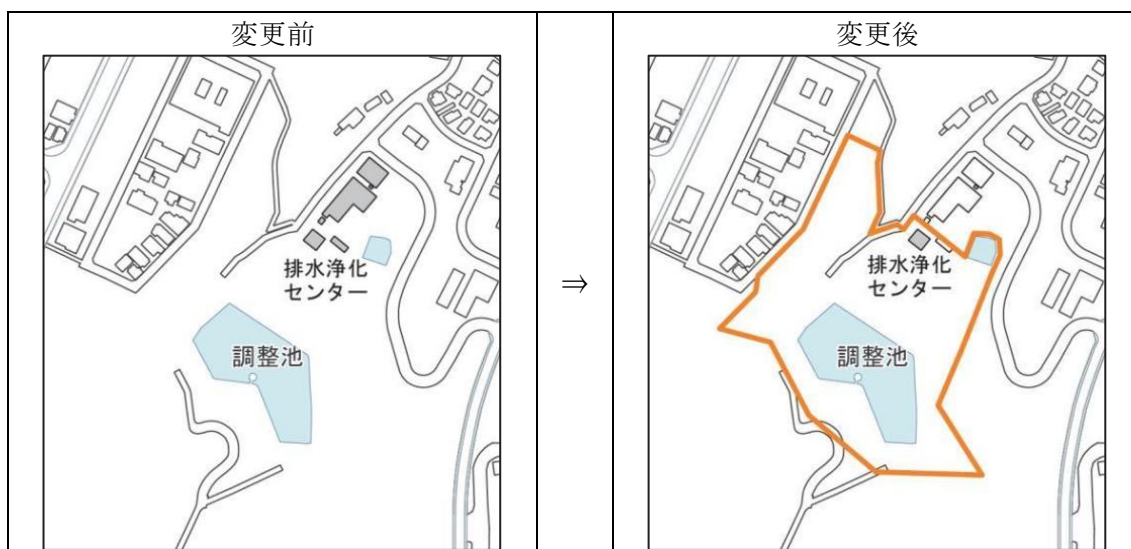
1.5.2 排水浄化センターの処理方法変更

排水浄化センターは町田市一般廃棄物最終処分場の浸出水を処理する施設である。排水浄化センターは、標準活性汚泥法にて処理を行っているが、過去10年以上排水基準を下回っていることから、塩素滅菌及び雨水での希釈処理への処理方法の変更を行う。また、最終処分場の設備であることから、図1-6に示すとおり、最終処分場関連用地として本施設の区域に加える。

排水浄化センターの処理方法の変更内容は表1-2に、ブロックフロー図の変更内容は図1-7に、変更後の処理フローは図1-8に示すとおりである。

浸出水は処理施設流入後、沈砂槽を経て、貯留槽で貯留する。貯留槽から、取水ポンプで調整槽に移送し、所定の量を滅菌器に流す。原水性状の変動に備え、静水池の水を希釈水として利用することとし、混合器にて滅菌後の液と希釈水を混合する。混合後の液は、小山田桜台調整池の雨水と共に蓮田に放流する。なお、小山田桜台調整池の雨水は、必要量を蓮田へ放流し、不要分は静水池へ流入させる。変更後は、原水設備と放流設備のみとなり、排水浄化センターの設備機器の台数は、現況よりも少なくなる計画である。

排水浄化センターの処理方法変更を行うが、表1-3に示す浸出水の維持管理計画及び表1-4に示す放流水の維持管理基準に変更はない。



※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 1-6 最終処分場関連用地の敷地変更

表 1-2 排水浄化センターの処理方法の変更内容

項目	変更前(既存)	変更後
処理能力	600m ³ /日	330m ³ /日
処理方法	活性汚泥方式、凝集沈殿方式、塩素滅菌	塩素滅菌、希釈

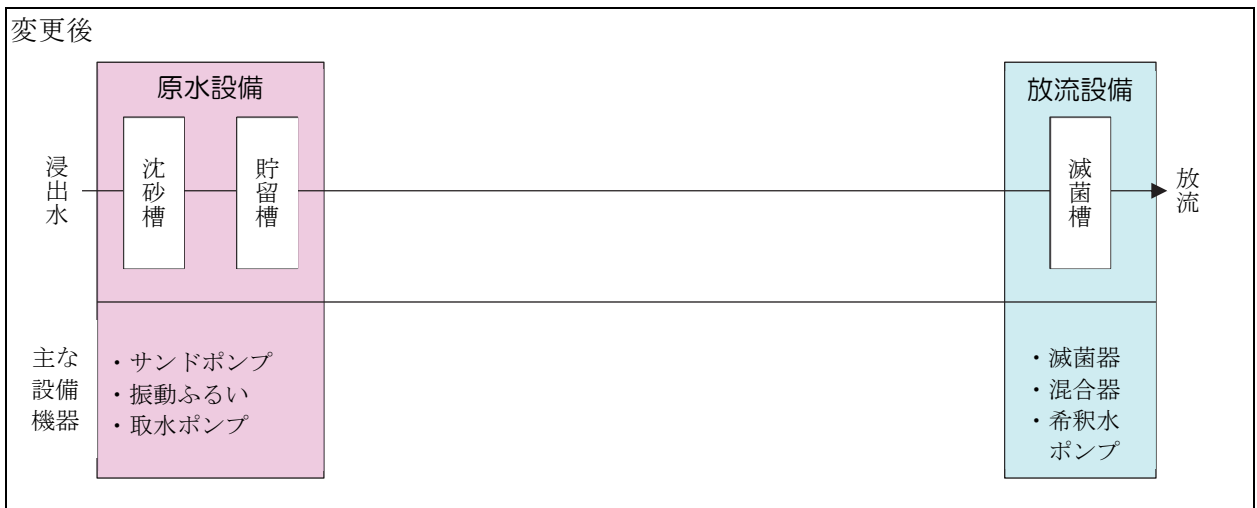
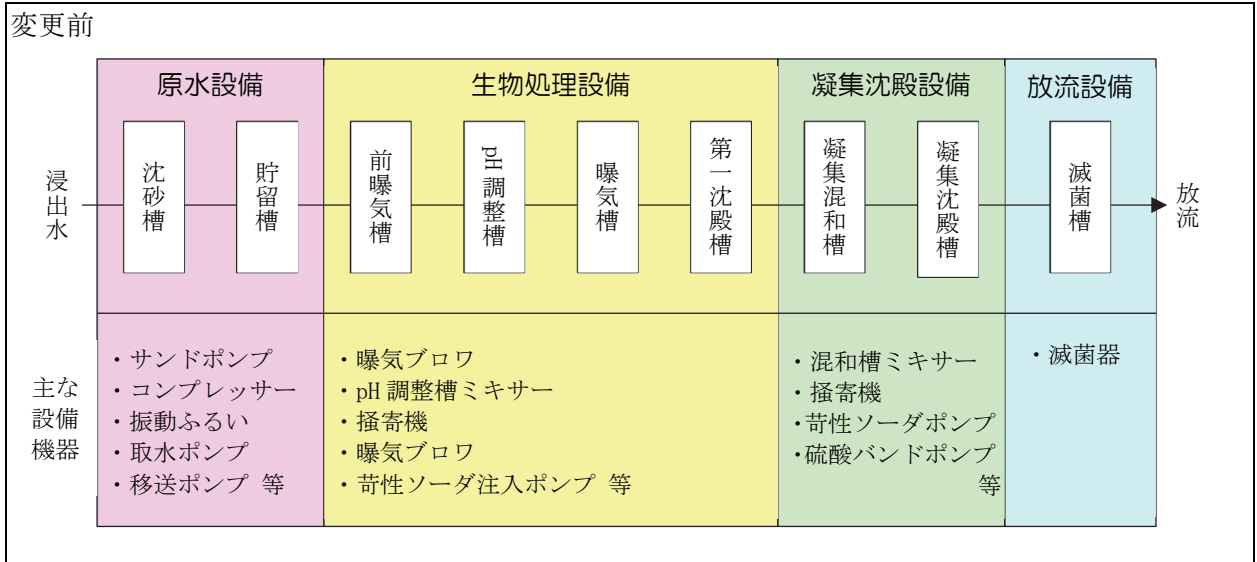


図 1-7 排水浄化センターのブロックフローの変更内容

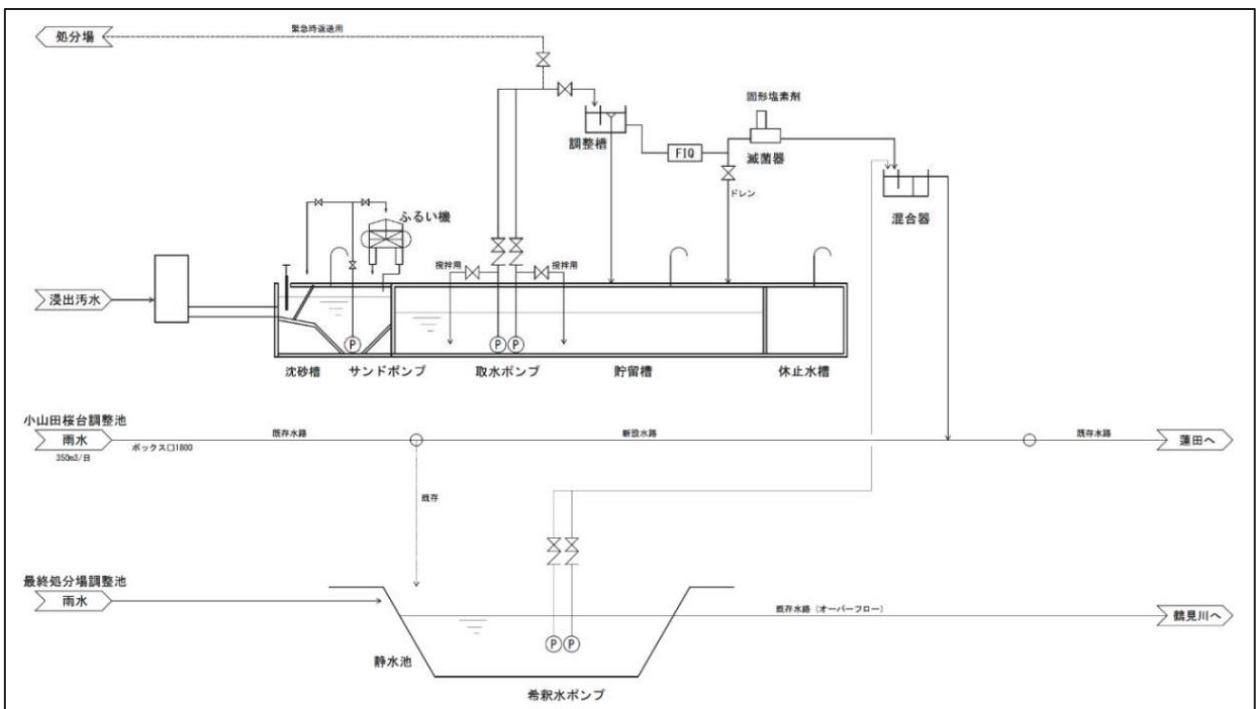


図 1-8 変更後の処理フロー図

表 1-3 浸出水(地下水)の維持管理計画

項目	維持管理計画
浸出水	埋立地の上流及び下流の地下水について、電気伝導率又は塩化物イオンを1ヶ月に1回以上測定し、記録する。測定の結果、電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目及びダイオキシン類の濃度を測定する。測定の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じ、これについて東京都知事(東京都環境局多摩環境事務所廃棄物対策課)に連絡する。

表 1-4(1) 放流水の維持管理基準

項目	単位	維持管理上の基準値
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/L	1 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下
シマジン	mg/L	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	0.1 以下
セレン及びその他の化合物	mg/L	0.1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下
ほう素及びその化合物	mg/L	50 以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物、硝酸化合物	mg/L	200 以下

表 1-4(2) 放流水の維持管理基準

項目	単位	維持管理上の基準値
水素イオン濃度 (水素指数)	-	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	60 以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	90 以下
浮遊物質質量(SS)	mg/L	60 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30 以下
フェノール類含有量	mg/L	5 以下
銅含有量	mg/L	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	2 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下
クロム含有量	mg/L	2 以下
大腸菌数	CFU/mL	800 以下
窒素含有量	mg/L	120 以下(日間平均 60 以下)
燐含有量	mg/L	16 以下(日間平均 8 以下)
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下

第2章 生活環境影響評価項目の選定

2.1 選定した生活環境影響調査項目と生活環境影響要因の関連

本計画の変更対象は、峠谷地区に旧埋立地地区を加えることによる区域変更及び排水浄化センターにおける浸出水処理方法の変更である。

これらの変更内容を踏まえ、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）に準じて、生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連を整理し、表2-1に示すとおり生活環境影響調査項目を抽出・設定した。

表 2-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査事項	生活環境影響調査項目	生活環境影響要因	最終処分場の存在	施設（浸出液処理設備）の稼動	埋立作業	施設（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
		施設からの浸透水の流出、または浸出液処理設備からの処理水の放流	陸上埋立	陸上埋立			
大気環境	大気質	粉じん			×		
		二酸化窒素 (NO ₂)					×
		浮遊粒子状物質 (SPM)					×
	騒音	騒音レベル			○	×	×
	振動	振動レベル			○	×	×
悪臭	特定悪臭物質または臭気指数 (臭気濃度)					×	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	○				
		化学的酸素要求量 (COD)	○				
		全りん (T-P)	○				
		全窒素 (T-N)	○				
		ダイオキシン類	○				
		浮遊物質 (SS)	○				
	その他必要な項目	○					
地下水	地下水の流れ		○				

注) ○：指針で選定されている標準的な項目で、今回選定した項目

×：指針では標準的な項目として選定されているが、事業特性、地域特性から非選定とした項目

空欄：指針では標準的な項目として選定されていない項目

2.2 生活環境影響調査項目の選定理由

2.2.1 騒音

(1) 施設（浸出水処理設備）の稼働に伴う騒音

排水浄化センターの処理方法変更にあたり、既存貯留槽のポンプ機能や配置を変更する。能力は縮小するが、配置を変更することで騒音発生源の位置が変わることから、同設備に起因する騒音レベルを生活環境影響調査項目として選定する。

2.2.2 振動

(1) 施設（浸出水処理設備）の稼働に伴う振動

排水浄化センターの処理方法変更にあたり、既存貯留槽のポンプ機能や配置を変更する。能力は縮小するが、配置を変更することで振動発生源の位置が変わることから、同設備に起因する振動レベルを生活環境影響調査項目として選定する。

2.2.3 水質

(1) 排水浄化センターからの処理水の放流に伴う水質

変更前の対象施設では、最終処分場内の埋立廃棄物に触れた浸透水は、排水浄化センターの処理施設にて処理した後、地区外水路へと放流している。標準活性汚泥法から雨水での希釈処理へ変更することから、放流先の水路等の水質（生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、全リン（T-P）、全窒素（T-N）、ダイオキシン類、浮遊物質量（SS）、その他必要な項目）を生活環境影響調査項目として選定する。

2.2.4 地下水

(1) 最終処分場の存在に伴う地下水の流れ

最終処分場の峠谷地区に旧埋立地地区を加えることによる区域変更及び構造変更に伴い、廃棄物層上部に遮水機能を追加する計画としていることから、地下水の流れを生活環境影響調査項目として選定する。

2.3 生活環境影響調査項目として選定しなかった理由

2.3.1 大気質

(1) 埋立作業に伴う粉じん

今回の変更は、新たに廃棄物を埋め立てるものではないことから、埋立作業に伴う粉じんを生活環境影響調査項目として選定しない。

(2) 廃棄物車運搬車両の走行に伴う二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）

今回の変更は、新たに廃棄物を埋め立てるものではなく、廃棄物運搬車両の走行もないことから、廃棄物車運搬車両の走行に伴う二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）を生活環境影響調査項目として選定しない。

2.3.2 騒音

(1) 埋立作業に伴う騒音

今回の変更は、新たに廃棄物を埋め立てるものではないことから、埋立作業に伴う騒音レベルを生活環境影響調査項目として選定しない。

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音

今回の変更は、新たに廃棄物を埋め立てるものではなく、廃棄物運搬車両の走行もないことから、廃棄物車運搬車両の走行に伴う騒音レベルを生活環境影響調査項目として選定しない。

2.3.3 振動

(1) 埋立作業に伴う振動

今回の変更は、新たに廃棄物を埋め立てるものではないことから、埋立作業に伴う振動レベルを生活環境影響調査項目として選定しない。

(2) 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動

今回の変更は、新たに廃棄物を埋め立てるものではなく、廃棄物運搬車両の走行もないことから、廃棄物車運搬車両の走行に伴う振動レベルを生活環境影響調査項目として選定しない。

2.3.4 悪臭

(1) 施設（埋立地）からの悪臭の発生

今回の変更は、新たに廃棄物を埋め立てるものではないことから、埋立作業に伴う悪臭（特定悪臭物質または臭気指数（臭気濃度））を生活環境影響調査項目として選定しない。

第3章 生活環境影響調査の結果

3.1 騒音

3.1.1 調査対象地域

調査対象地域は、本施設及びその周辺とした。

3.1.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3.1-1 に示すとおりとした。

表 3.1-1 現況把握項目

調査項目
ア. 騒音の状況
イ. 土地利用の状況
ウ. 人家等の状況
エ. 主要な発生源の状況
オ. 関係法令による基準等

(2) 現況把握手法

ア. 騒音の状況

調査は、既存の市モニタリング調査資料を整理、解析した。

調査地点は、図 3.1-1 に示すとおり、浸出水処理を行う排水浄化センターの最寄り敷地境界付近とした。

イ. 土地利用の状況

調査は、土地利用図及び都市計画図等の既存資料を整理、解析した。

ウ. 人家等の状況

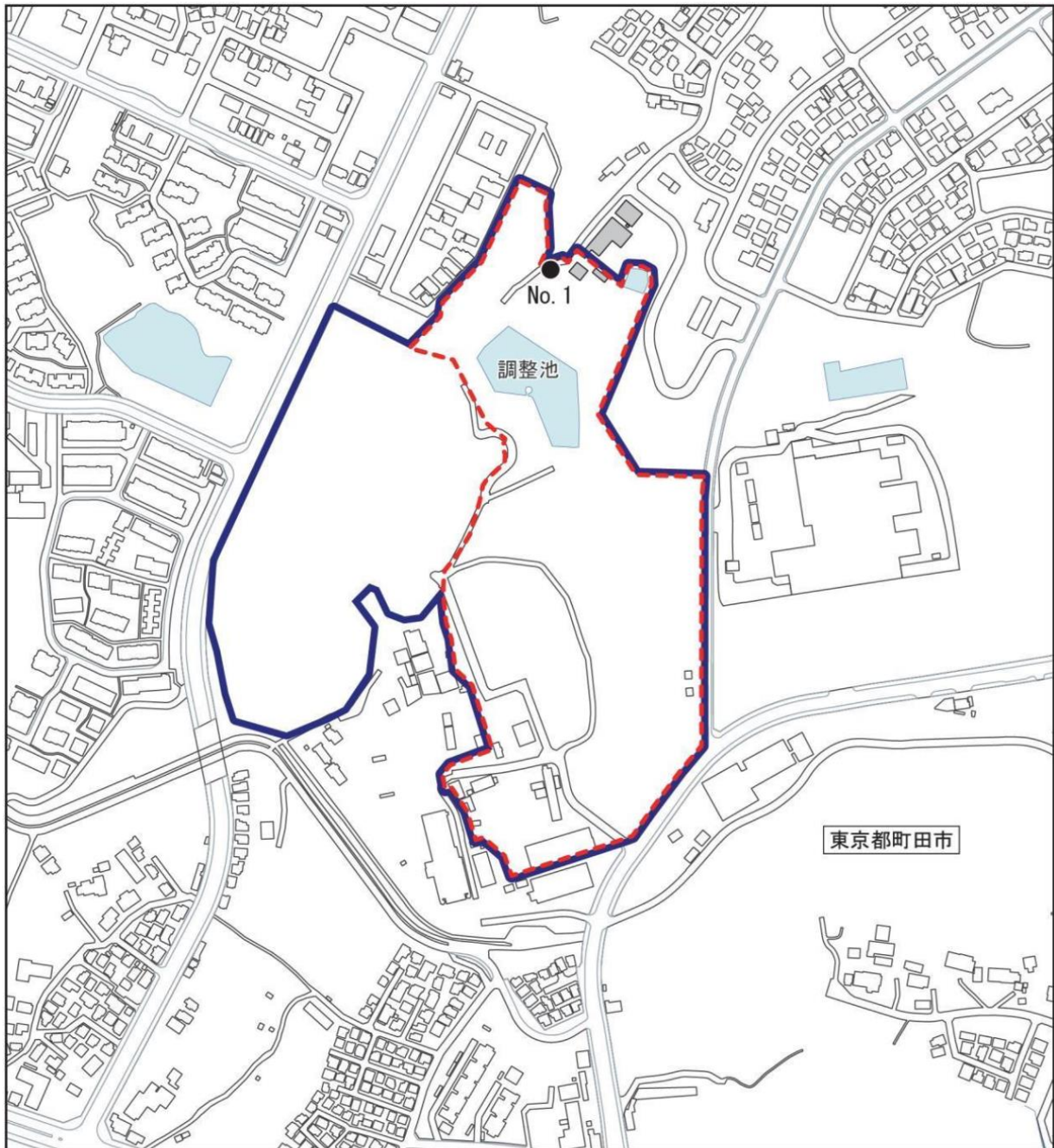
調査は、住宅地図等の既存資料を整理、解析した。

エ. 主要な発生源の状況

調査は、土地利用図、住宅地図等の既存資料を整理、解析した。

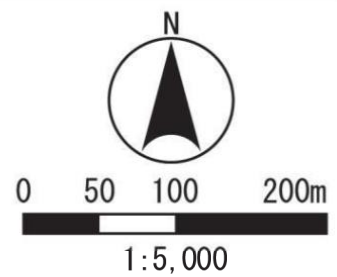
オ. 関係法令による基準等

調査は、「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 98 号) 及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年 12 月 22 日、東京都条例第 215 号) (以下、「環境確保条例」という。) に基づく基準を整理した。



凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 排水浄化センター(浸出水処理施設)
- : 騒音調査地点



※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.1-1 騒音調査地点図

(3) 現況把握の結果

ア. 騒音の状況

騒音測定結果は、表 3.1-2 に示すとおりである。

調査地点 No. 1 における測定結果の値は 49～50dB であり、規制基準値以下であった。

表 3.1-2 騒音測定結果

調査地点	調査日	測定時間帯	測定結果※1	規制基準※2
No. 1	令和 6 年 11 月 19 日	9 時台	49dB (○)	50
	令和 7 年 10 月 8 日	10 時台	50dB (○)	50

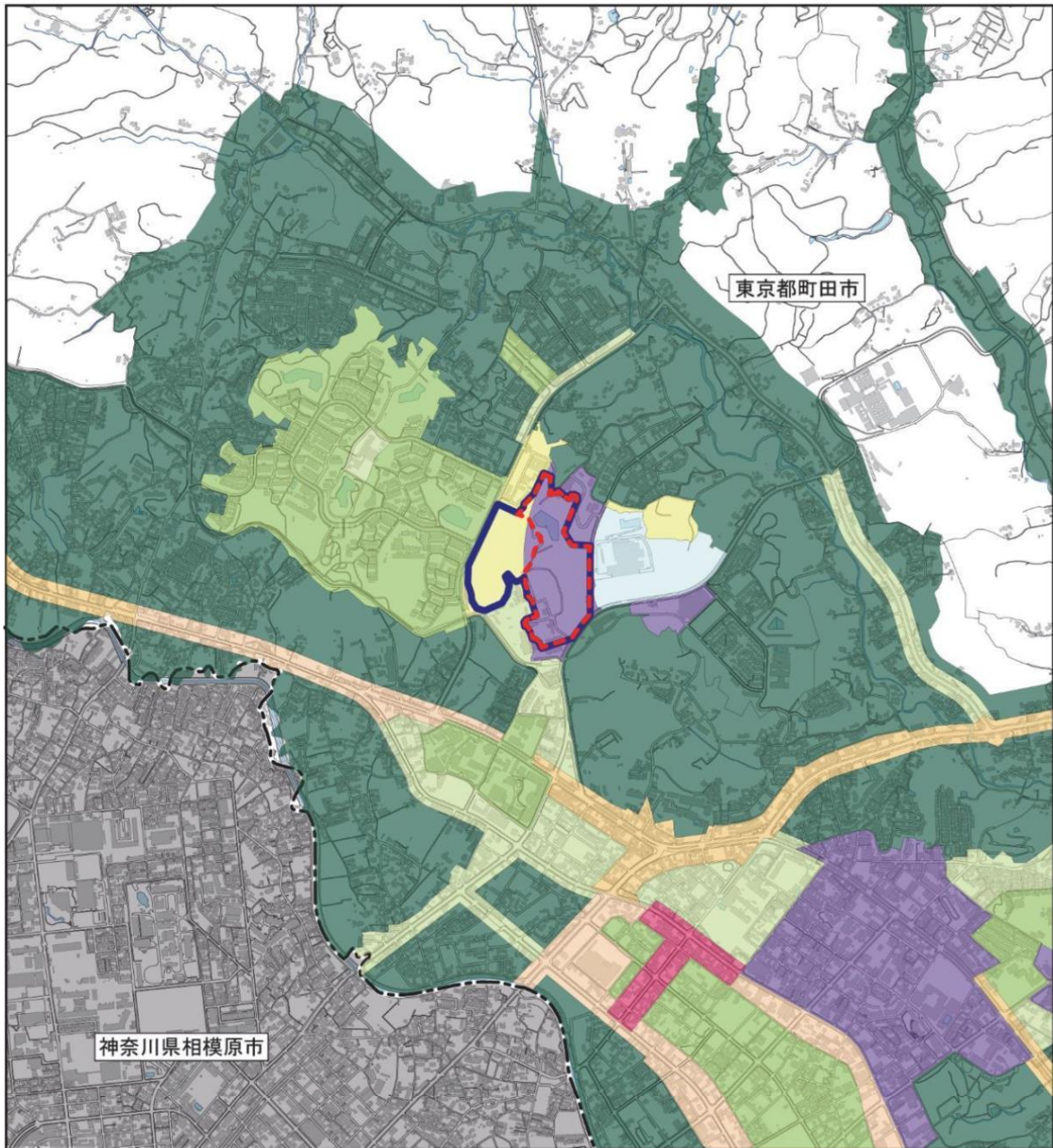
※1 測定結果の括弧内は規制の可否を示している。

※2 規制基準は「環境確保条例」の「工場・指定作業場に係る騒音の規制基準」を適用した。

イ. 土地利用の状況

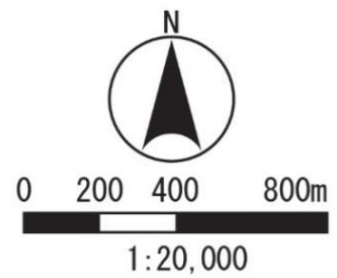
都市計画法に基づく本施設及びその周辺の用途地域の指定状況は、図 3.1-2 に示すとおりである。本施設は、第一種住居地域及び準工業地域に定められており、北側は主に第一種低層住居専用地域に、東側は主に工業地域に、南側は主に第二種中高層住居専用地域に、西側は主に第一種中高層住居専用地域にそれぞれ定められている。

また、本施設及びその周辺の土地利用の状況は、図 3.1-3 に示すとおりである。主に独立住宅や集合住宅が分布しており、南東側には森林が存在している。



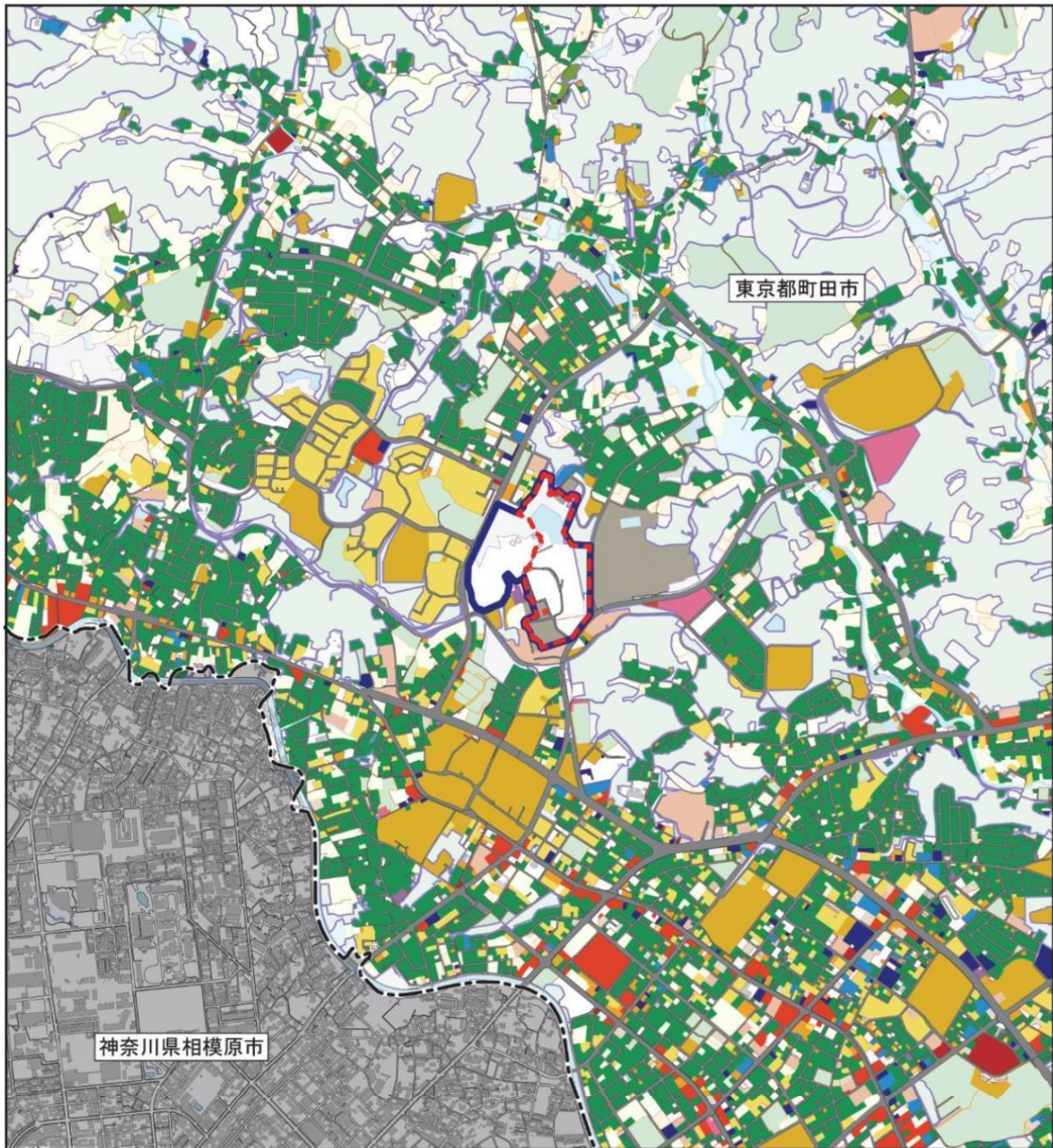
凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 都県境・市境
- : 第1種低層住居専用地域
- : 第1種中高層住居専用地域
- : 第2種中高層住居専用地域
- : 第1種住居地域
- : 第2種住居地域
- : 準住居地域
- : 近隣商業地域
- : 準工業地域
- : 工業地域



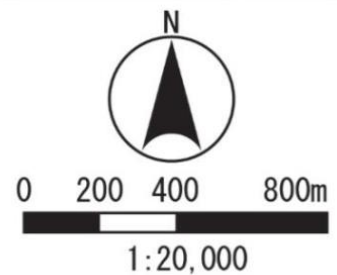
出典：「都市計画情報」（令和8年1月閲覧、町田市ホームページ）
 ※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.1-2 町田市の用途地域の指定状況



凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 都県境・市境
- : 官公庁施設
- : 教育文化施設
- : 厚生医療施設
- : 供給処理施設
- : 事務所建築物
- : 専用商業施設
- : 住商併用施設
- : 宿泊・遊興施設
- : 独立住宅
- : 集合住宅
- : 専用工場
- : 住居併用工場
- : 倉庫運輸関係施設
- : 屋外利用地・仮設建物
- : 公園・運動場
- : 未利用地等
- : 道路
- : 農林漁業施設
- : 田
- : 畑
- : 樹園地
- : 採草放牧地
- : 水面・河川・水路
- : 森林
- : 原野
- : その他



出典：「東京都土地利用現況図〔建物用途別（多摩都市部）〕」（令和8年1月閲覧、東京都ホームページ）
 ※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.1-3 町田市の土地利用の状況(土地利用現況図)

ウ. 人家等の状況

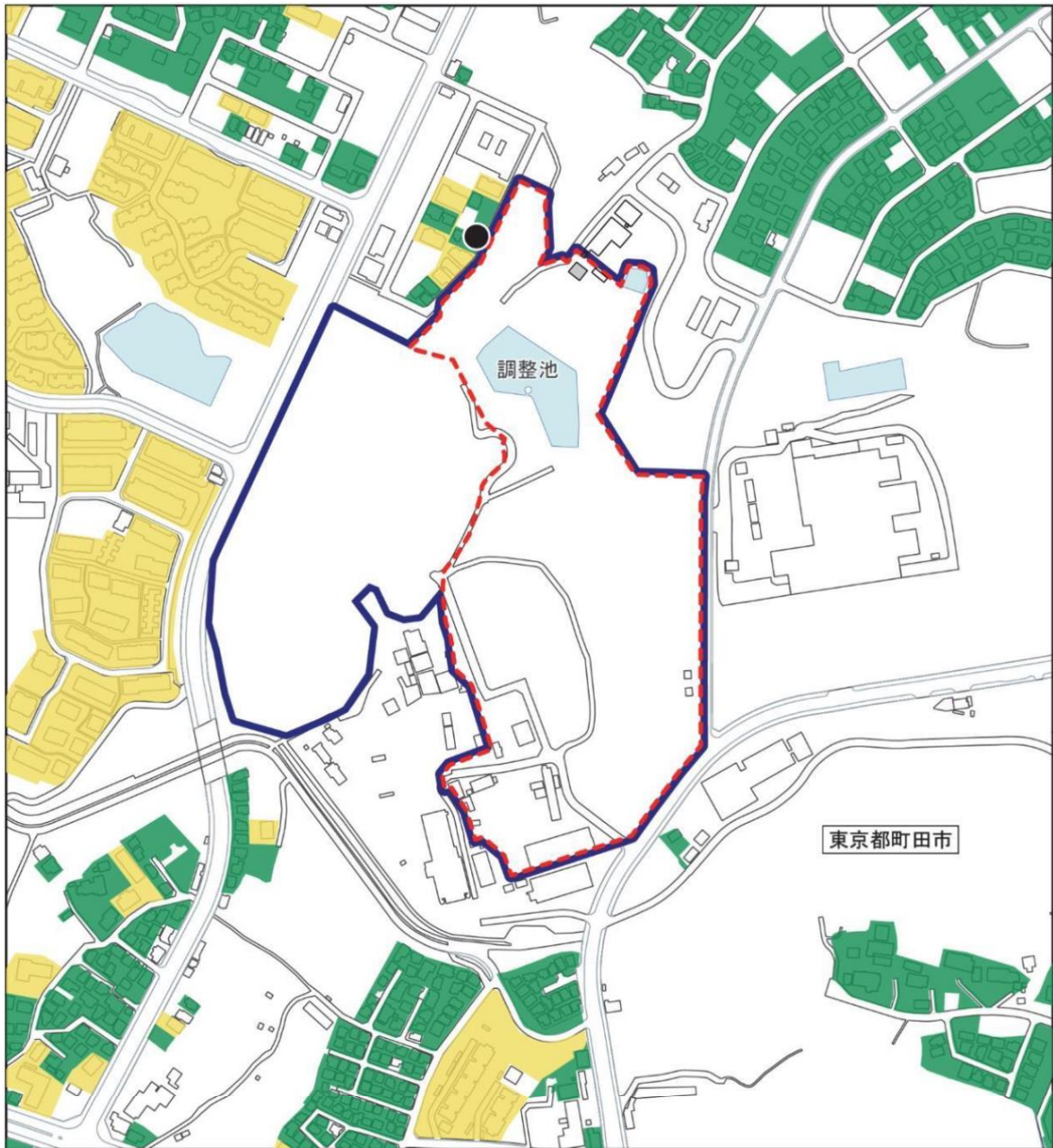
本施設が位置する町田市の人口、世帯数の状況は、表 3.1-3 に示すとおりである。町田市の令和 7 年 1 月 1 日現在の人口は 430,170 人、世帯数は 208,738 世帯となっている。

また、本施設周辺の人家の状況は、図 3.1-4 に示すとおりである。本施設周辺は西側に集合住宅、北東側に独立住宅が多く分布しており、本施設直近の人家は、北西側敷地境界沿いに数軒存在している。

表 3.1-3 町田市の人口、世帯数の状況

市	人口(人)	世帯数(世帯)
町田市	430,170	208,738

出典：「町丁別世帯数・人口表 <住民基本台帳による>」（令和 7 年 1 月 1 日現在、町田市）



凡 例

 : 事業区域

 : 町田市一般廃棄物最終処分場

: 排水浄化センター(浸出水処理施設)

: 最寄の人家の状況

土地利用の状況(住居用地)

: 独立住宅

: 集合住宅



0 50 100 200m



1:5,000

出典:「東京都土地利用現況図[建物用途別(多摩都市部)](令和8年1月閲覧、東京都ホームページ)

※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.1-4 人家の状況

本施設及びその周辺の公共施設の状況は、表 3.1-4 及び図 3.1-5 に示すとおりである。
 本施設及びその周辺の公共施設は、保育園・幼稚園・認定こども園が 11 施設、学校が 13 校、有床診療所が 1 施設、福祉施設が 12 施設存在している。

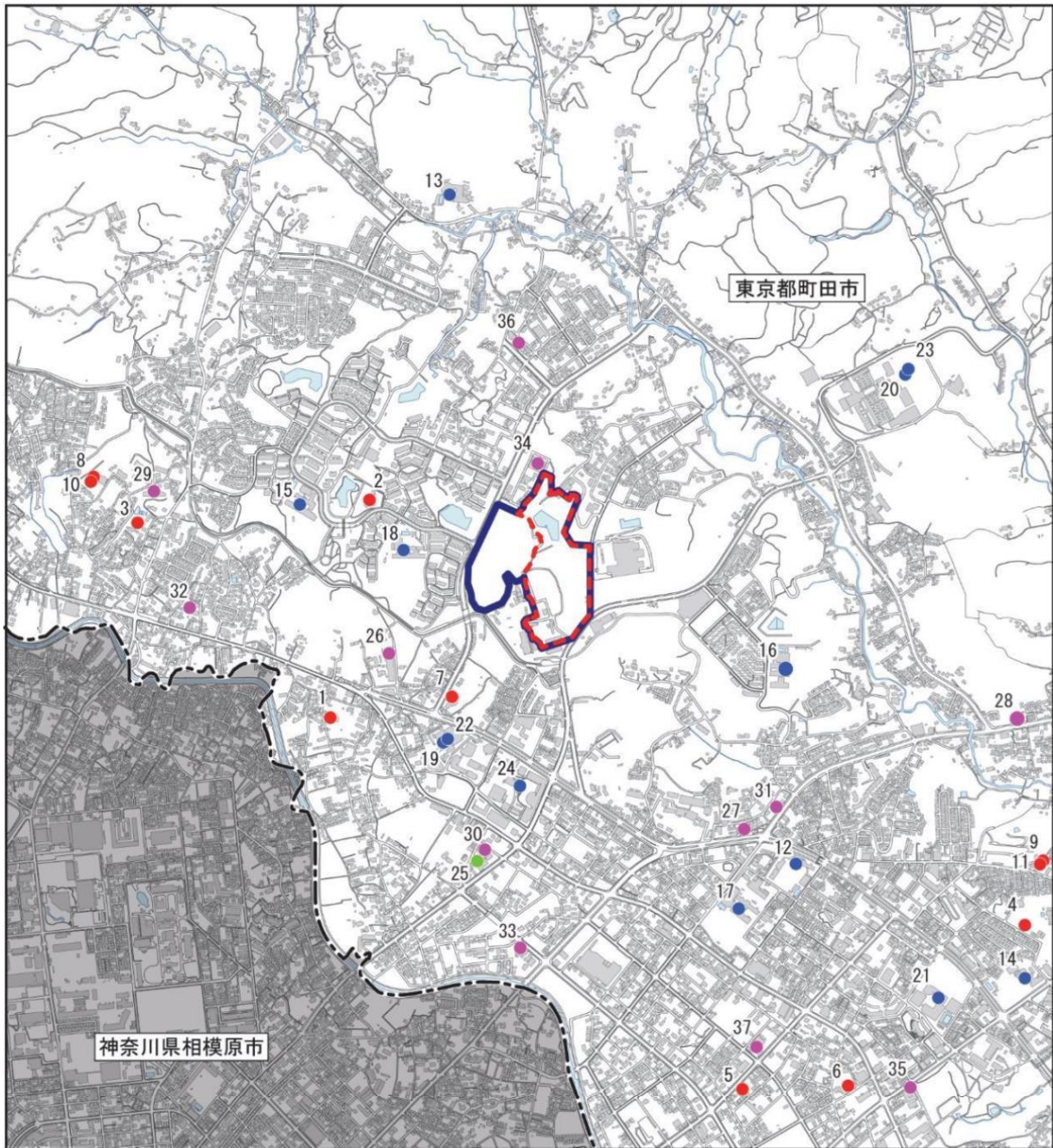
表 3.1-4 公共施設の状況

No.	区分	施設名	No.	区分	施設名
1	保育園・ 幼稚園・ 認定こども園	町田ときわ保育園	20	学校	日本大学第三中学校
2		桜台保育園	21		町田工科高等学校
3		子どもの森保育園	22		桜美林高等学校
4		しぜんの国保育園	23		日本大学第三高等学校
5		ひかりの子保育園（分園）	24		桜美林大学 町田キャンパス
6		アスク木曾西保育園	25	有床診療所	町田脳神経外科
7		桜美林幼稚園	26	福祉施設	マイライフ尾根道
8		子どもの森幼稚園	27		ベストライフ町田函師の杜
9		町田自然幼稚園	28		イリーゼ町田函師の丘
10		認定こども園 子どもの森幼稚園	29		エクセレント町田
11		幼保連携型認定こども園 町田自然幼稚園	30		アズハイム町田
12	学校	忠生小学校	31		ピアホーム町田
13		小山田小学校	32		医療対応住宅ケアホスピス 常磐町
14		山崎小学校	33		福寿まちだ根岸
15		小山田南小学校	34		町田誠心園
16		函師小学校	35		かりん・町田
17		忠生中学校	36		認知症高齢者グループホーム ぬくもりの園
18		小山田中学校	37		グループホーム秋田高城
19		桜美林中学校			

出典：「幼稚園一覧」（令和 8 年 1 月閲覧、まちだ子育てサイト）
 「私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校」（令和 8 年 1 月閲覧、東京都ホームページ）
 「令和 7 年度 公立学校統計調査報告書」（令和 8 年 1 月閲覧、東京都教育委員会）
 「教育リンク集 市内の大学」（令和 8 年 1 月閲覧、町田市ホームページ）
 「市内の病院一覧」（令和 8 年 1 月閲覧、一般社団法人町田市医師会ホームページ）
 「市内の有床診療所一覧」（令和 8 年 1 月閲覧、一般社団法人町田市医師会ホームページ）
 「高齢者のための施設等」（令和 8 年 1 月閲覧、町田市ホームページ）

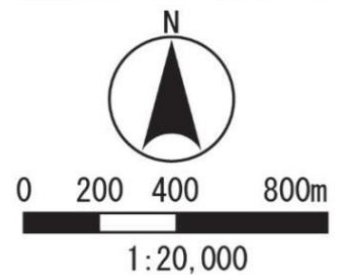
エ. 主要な発生源の状況

本施設周辺における騒音の主要な発生源は、図 3.1-6 に示すとおりである。本施設に隣接する町田市バイオエネルギーセンターの熱回収施設（焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設）のほか、本施設の北側や北西側に工場等が数軒、存在している。



凡 例

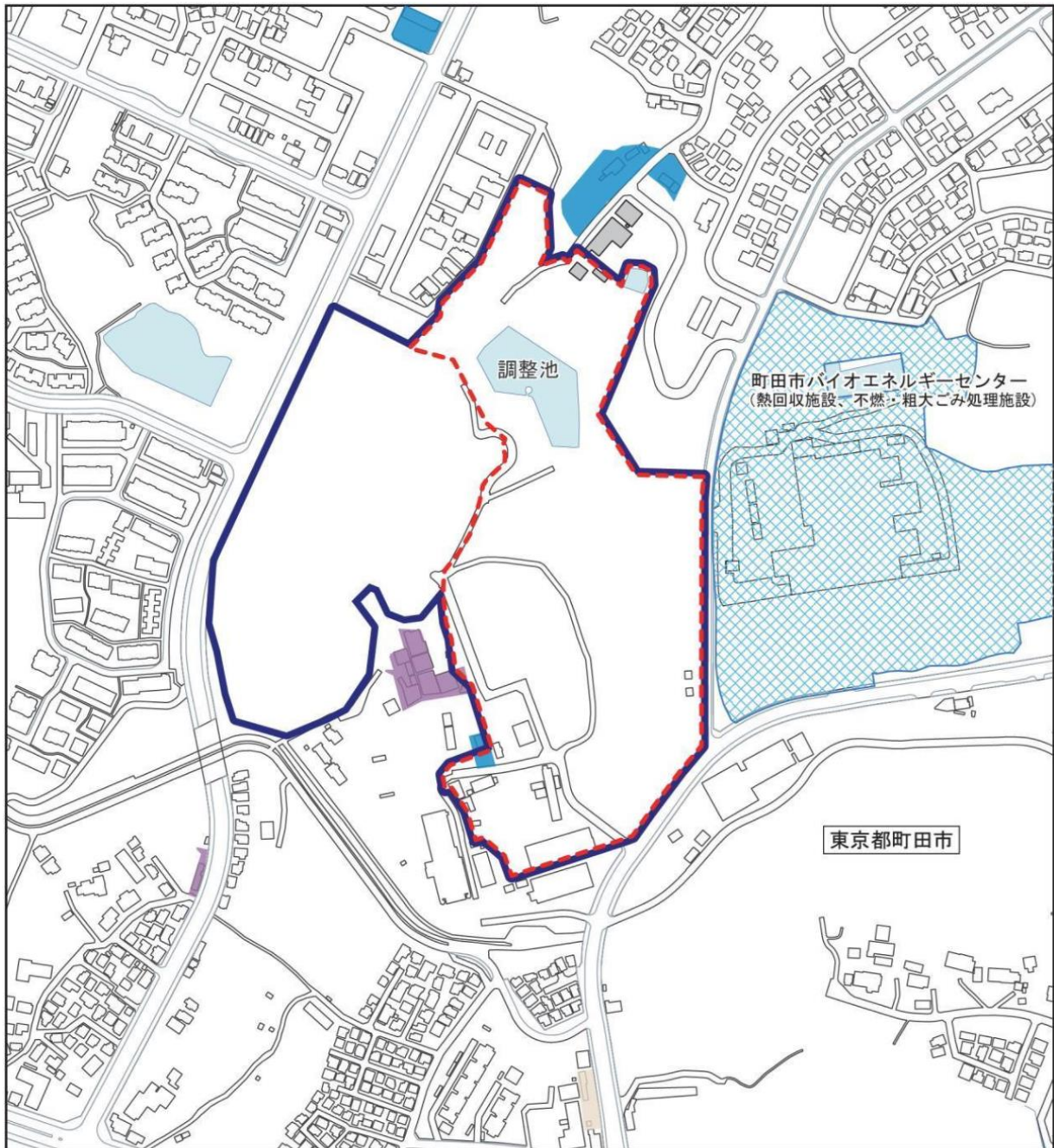
- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 都県境・市境
- : 保育園・幼稚園・認定こども園
- : 学校
- : 有床診療所
- : 福祉施設



出典：「幼稚園一覧」（令和8年1月閲覧、まちだ子育てサイト）
「私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校」（令和8年1月閲覧、東京都ホームページ）
「令和7年度 公立学校統計調査報告書」（令和8年1月閲覧、東京都教育委員会）
「教育リンク集 市内の大学」（令和8年1月閲覧、町田市ホームページ）
「市内の病院一覧」（令和8年1月閲覧、一般社団法人町田市医師会ホームページ）
「市内の有床診療所一覧」（令和8年1月閲覧、一般社団法人町田市医師会ホームページ）
「高齢者のための施設等」（令和8年1月閲覧、町田市ホームページ）

※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.1-5 公共施設の状況



凡 例

 : 事業区域

 : 町田市一般廃棄物最終処分場

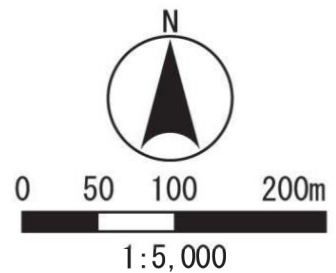
 : 町田市バイオエネルギーセンター
(熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設)

土地利用の状況 (工業用地)

 : 専用工場

 : 住居併用工場

 : 倉庫運輸関係施設



出典：「東京都土地利用現況図 [建物用途別 (多摩都市部)]」(令和8年1月閲覧、東京都ホームページ)

※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.1-6 騒音の主要な発生源の状況

オ. 関係法令による基準等

「騒音規制法」及び「環境確保条例」に基づく「工場・指定作業場に係る騒音の規制基準」は、表 3.1-5 に示すとおりである。

本施設の用途地域の指定状況は、図 3.1-2 に示したとおり、第一種住居地域及び準工業地域に定められており、第二種区域及び第三種区域に該当している。

表 3.1-5 工場・指定作業場に係る騒音の規制基準

単位：dB

区域の区分	該当地域	敷地境界における規制基準			
		朝 (6～8 時)	昼間 (8～19 時 ^{※1}) (8～20 時 ^{※2})	夕 (19～23 時 ^{※1}) (20～23 時 ^{※2})	夜間 (23～6 時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 AA 地域 ^{※3} 前号に接する地先及び水面	40	45	40	40
第二種区域	第一種中高層住居専用地域 (第一種区域を除く。) 第二種中高層住居専用地域 (第一種区域を除く。) 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 第一特別地域 ^{※4} 無指定地域(第一、第三、 第四種区域を除く。)	45	50	45	45
第三種区域	近隣商業地域 (第一特別地域を除く。) 商業地域 (第一特別地域を除く。) 準工業地域 (第一特別地域を除く。) 第二特別地域 ^{※4} 前号に接する地先及び水面	55	60	55	50
第四種区域	工業地域(第一、第二特別 地域を除く。) 第三特別地域 ^{※4} 前号に接する地先及び水面	60	70	60	55

注 1) ※1：第一種及び第二種区域の昼間、夕の時間の区分を示す。

※2：第三種及び第四種区域の昼間、夕の時間の区分を示す。

※3：AA 地域は、環境基本法に基づき定められた騒音に係る環境基準に規定する地域の類型 AA の該当地域として指定された地域

※4：特別地域とは、2 段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲の 30m 以内の範囲をいい、第一、第二、第三特別地域とは、それぞれ第一種、第二種、第三種区域に接する 30m 以内の範囲をいう。

注 2) 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館及び特別養護老人ホーム(老人ホーム)及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内(第一特別地域、第二特別地域及び第三特別地域を除く)の工場又は指定作業場では、当該値から 5dB を減じた値を適用する。

出典：「環境確保条例」(平成 12 年 12 月 22 日、東京都条例第 215 号)

3.1.3 予測

(1) 予測対象時期

予測対象時期は、施設(浸出水処理施設)の稼働が定常の状態に達した時期とした。

(2) 予測項目

予測項目は、施設(浸出水処理施設)の稼働に伴う騒音とした。

(3) 予測方法

予測の手順は図 3.1-7 に示すとおりとした。

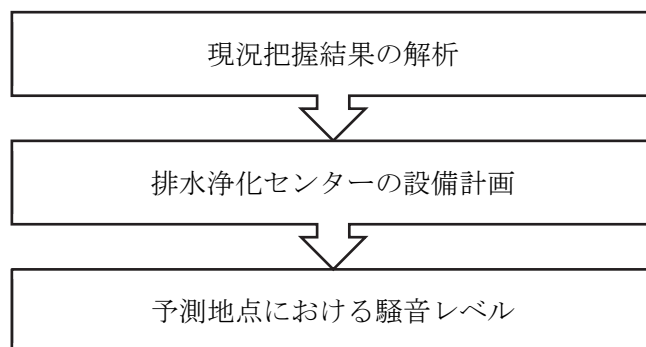


図 3.1-7 騒音の予測手順

ア. 予測地点・範囲

予測地点は、浸出水処理を行う排水浄化センターの最寄り敷地境界付近とし、現況把握の調査地点と同じとした。調査地点は、前掲図 3.1-1 に示すとおりである。

イ. 予測手法

予測手法は、現況把握結果の解析及び排水浄化センターの処理方法変更に伴う設備計画の把握により行った。

(4) 予測結果

施設(浸出水処理施設)の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 3.1-6 に示すとおりである。

令和 6~7 年に実施した排水浄化センターの最寄り敷地境界付近での測定結果は最大で 50dB であり、規制基準を下回っていた。また、図 3.1-8 に示すとおり、排水浄化センターは原水設備と放流設備のみとなることから、主な設備機器は、現況よりも少なくなる計画である。

以上のことから、将来における敷地境界付近での施設からの騒音レベルは現況と同程度もしくは下回ると予測される。

表 3.1-6 騒音の予測結果

予測地点	現況把握結果	予測結果
No. 1	49~50dB	現況と同程度 もしくはそれ以下

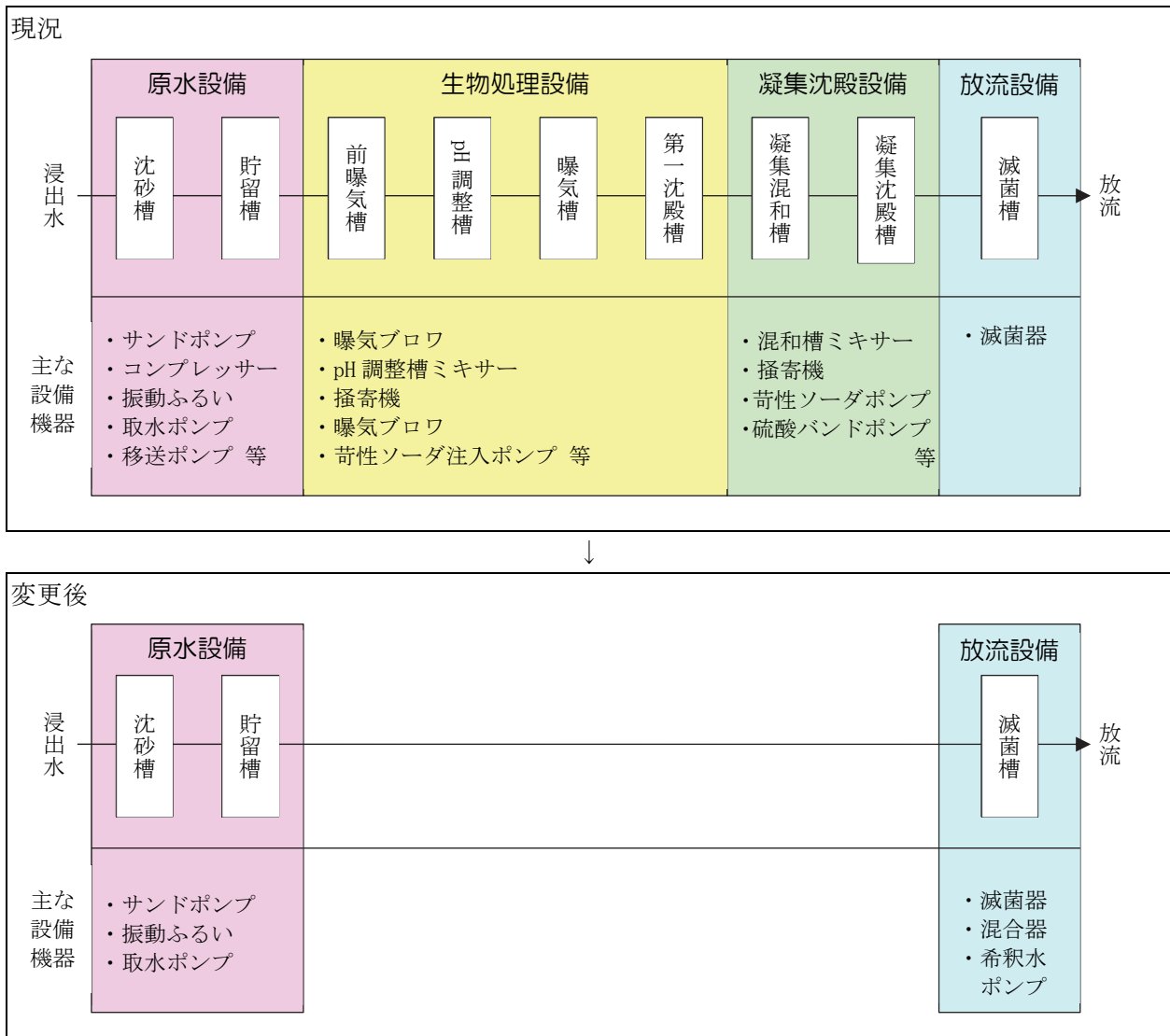


図 3.1-8 変更前及び変更後における排水浄化センターの主な設備機器

3.1.4 影響の分析

(1) 影響の分析方法

影響の分析は、予測結果が生活環境保全上の目標と整合しているかという観点から行った。

(2) 影響の分析結果

ア. 生活環境保全上の目標

騒音に係る生活環境保全上の目標は、敷地境界における規制基準（第二種区域（昼間：50dB））を下回ることとした。

イ. 生活環境保全上の目標との整合

施設の稼働に伴う騒音の分析結果は、表 3.1-7 に示すとおりである。

排水浄化センターの処理方法変更後の施設からの騒音の予測結果は、現況と同程度もしくは下回ると予測される。

以上のことから、施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う騒音は、生活環境保全上の目標を達成できる。

表 3.1-7 施設の稼働に伴う騒音の分析結果

予測地点	予測結果	環境保全上の目標
No. 1	現況と同程度 もしくはそれ以下 (現況：49～50dB)	50dB

3.2 振動

3.2.1 調査対象地域

調査対象地域は、本施設及びその周辺とした。

3.2.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3.2-1 に示すとおりとした。

表 3.2-1 現況把握項目

調査項目
ア. 振動の状況
イ. 土地利用の状況
ウ. 人家等の状況
エ. 主要な発生源の状況
オ. 関係法令による基準等

(2) 現況調査手法

ア. 振動の状況

調査は、既存の市モニタリング調査資料を整理、解析した。

調査地点は、図 3.2-1 に示すとおり、浸出水処理を行う排水浄化センターの最寄り敷地境界付近とした。

イ. 土地利用の状況

調査は、土地利用図及び都市計画図等の既存資料を整理、解析した。

ウ. 人家等の状況

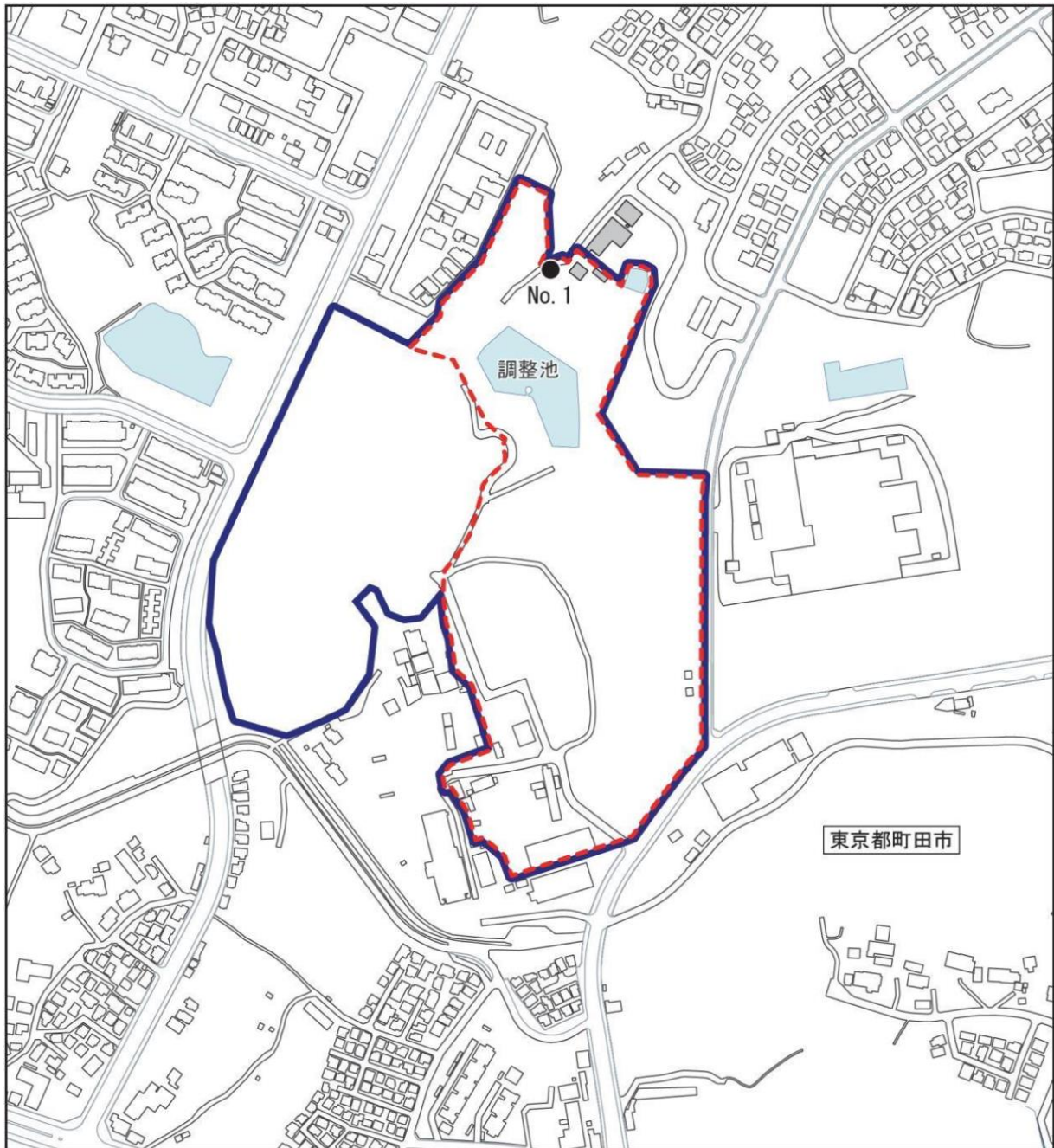
調査は、住宅地図等の既存資料を整理、解析した。

エ. 主要な発生源の状況

調査は、土地利用図、住宅地図等の既存資料を整理、解析した。

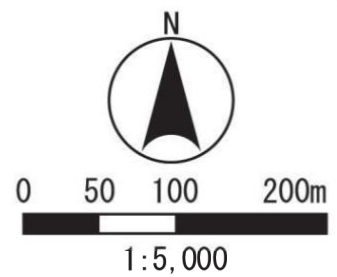
オ. 関係法令による基準等

調査は、「環境確保条例」に基づく基準を整理した。



凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 排水浄化センター(浸出水処理施設)
- : 振動調査地点



※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.2-1 振動調査地点図

(3) 現況把握の結果

ア. 振動の状況

振動測定結果は表 3.2-2 に示すとおりである。

調査地点 No. 1 における測定結果の値は 25dB 未満であり、規制基準値以下であった。

表 3.2-2 振動測定結果

調査地点	調査日	測定時間	測定結果 ^{※1}	規制基準 ^{※2}
No. 1	令和 6 年 11 月 19 日	9 時台	<25dB (○)	60
	令和 7 年 10 月 8 日	10 時台	<25dB (○)	60

※1 「<25」：測定器の測定保証外であることを示す。

※2 測定結果の括弧内は規制の可否を示している。

※3 規制基準は「環境確保条例」の「工場・指定作業場に係る振動の規制基準」を適用した。

イ. 土地利用の状況

土地利用の状況は、「3.1 騒音」と同様とした。

ウ. 人家等の状況

人家等の状況は、「3.1 騒音」と同様とした。

エ. 主要な発生源の状況

主要な発生源の状況は、「3.1 騒音」と同様とした。

オ. 関係法令による基準等

「環境確保条例」に基づく「工場・指定作業場に係る振動の規制基準」は、表 3.2-3 に示すとおりである。

本施設の用途地域の指定状況は、図 3.1-2 に示すとおり、第一種住居地域及び準工業地域に定められており、第一種区域及び第二種区域に該当している。

表 3.2-3 工場・指定作業場に係る振動の規制基準

種別	該当地域	時間区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ
第一種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・田園住居地域 ・無指定地域（第2種区域を除く） 	昼間 (8～19時)	60dB
		夜間 (19～8時)	55dB
第二種区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・上記の地域に接する地先及び水面 	昼間 (8～20時)	65dB
		夜間 (20～8時)	60dB
学校・保育所・病院・診療所・図書館・老人ホーム・認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該値から 5 デシベルを減じた値とする。			

出典：「環境確保条例」（平成 12 年 12 月 22 日、東京都条例第 215 号）

3.2.3 予測

(1) 予測対象時期

予測対象時期は、施設(浸出水処理施設)の稼働が定常の状態に達した時期とした。

(2) 予測項目

予測項目は、施設(浸出水処理施設)の稼働に伴う振動とした。

(3) 予測方法

予測の手順は図 3.2-2 に示すとおりとした。

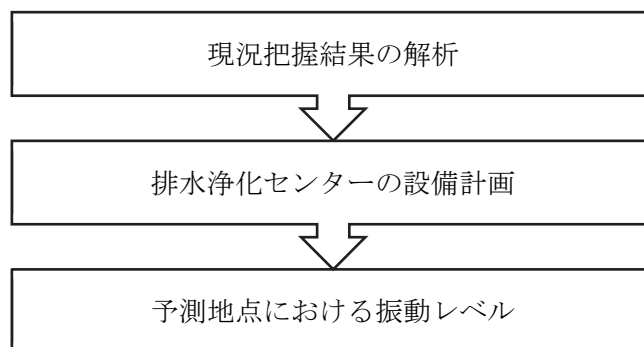


図 3.2-2 振動の予測手順

ア. 予測地点・範囲

予測地点は、浸出水処理を行う排水浄化センターの最寄り敷地境界付近とし、現況把握の調査地点と同じとした。調査地点は、前掲図 3.2-1 に示すとおりである。

イ. 予測手法

予測手法は、現況把握結果の解析及び排水浄化センターの処理方法変更に伴う設備計画の把握により行った。

(4) 予測結果

施設(浸出水処理施設)の稼働に伴う振動の予測結果は、表 3.2-4 に示すとおりである。令和 6~7 年に実施した排水浄化センターの最寄り敷地境界付近での測定結果は 25dB 未満であり、規制基準を下回っていた。

排水浄化センターの処理能力は、600m³/日から 330m³/日となる計画である(表 3.1-7 参照)。また、主な設備機器は、現況よりも少なくなる計画である(図 3.1-8 参照)。

以上のことから、将来における敷地境界付近での施設からの振動レベルは現況と同程度もしくは下回ると予測される。

表 3.2-4 振動の予測結果

予測地点	現況把握結果	予測結果
No. 1	25dB 未満	現況と同程度 もしくはそれ以下

3.2.4 影響の分析

(1) 影響の分析方法

影響の分析は、予測結果が生活環境保全上の目標と整合しているかという観点から行った。

(2) 影響の分析結果

ア. 生活環境保全上の目標

振動に係る生活環境保全上の目標は、敷地境界における規制基準（第一種区域（昼間：60dB））を下回ることとした。

イ. 生活環境保全上の目標との整合

施設の稼働に伴う振動の分析結果は、表 3.2-5 に示すとおりである。

排水浄化センターの処理方法変更後の施設からの振動の予測結果は、現況と同程度もしくは下回ると予測される。

以上のことから、施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う振動は、生活環境保全上の目標を達成できる。

表 3.2-5 施設の稼働に伴う振動の分析結果

予測地点	予測結果	環境保全上の目標
No. 1	現況と同程度 もしくはそれ以下 (現況：25dB 未満)	60dB

3.3 水質

3.3.1 調査対象地域

調査対象地域は、本施設及びその周辺とした。

3.3.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3.3-1 に示すとおりとした。

表 3.3-1 現況把握項目

調査項目
ア. 水質の状況
イ. 気象の状況
ウ. 公共用水域の水質の状況
エ. 水象の状況
オ. 水利用の状況
カ. 主要な発生源の状況
キ. 関係法令による基準等

(2) 現況調査手法

ア. 水質の状況

調査は、既存の町田市モニタリング調査資料を整理、解析した。

調査地点は、図 3.3-1 に示すとおりであり、放流水、峠谷地区浸出水、上流側及び下流側モニタリング井戸とした。

なお、放流水は図 3.3-2 に示すとおり、本施設北東側の小山田蓮田緑地に送水、最終的に鶴見川へ放流されている。

イ. 気象の状況

調査は、気象観測所の観測データ等の既存資料を整理、解析した。

ウ. 公共用水域の水質の状況

調査は、公共用水域の水質測定結果等の既存資料を整理、解析した。

エ. 水象の状況

調査は、河川管理者が公表している情報等の既存資料を整理、解析した。

オ. 水利用の状況

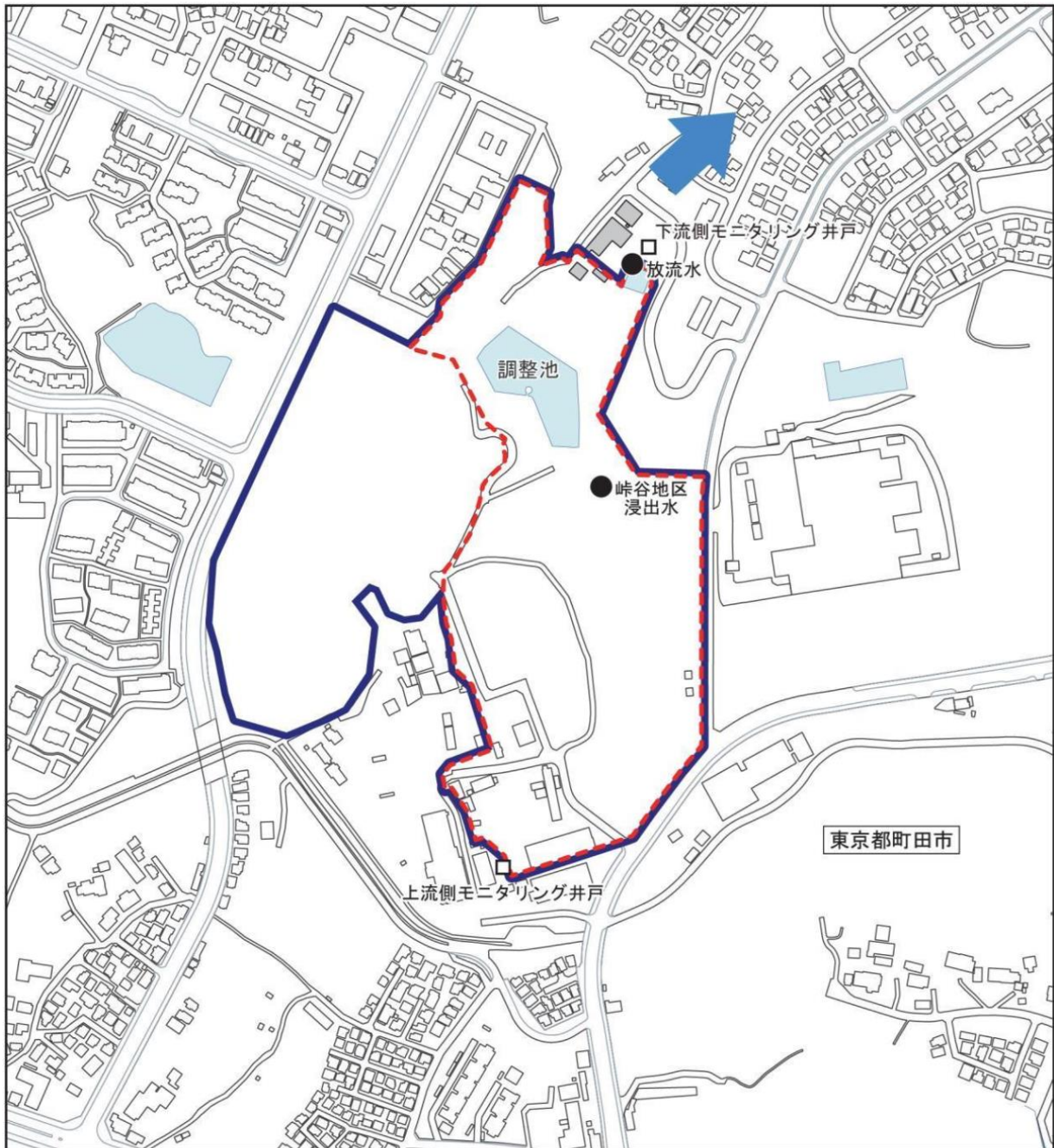
調査は、河川整備計画、下水道事業概要等の既存資料を整理、解析した。

カ. 主要な発生源の状況

調査は、土地利用図、住宅地図等の既存資料を整理、解析した。

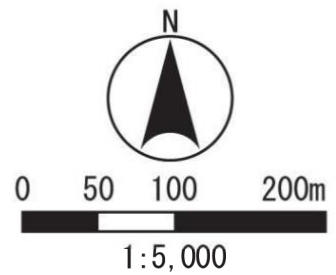
キ. 関係法令による基準等

調査は、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日、総理府・厚生省令第1号)(以下、「基準省令」という。)等に基づく基準を整理した。



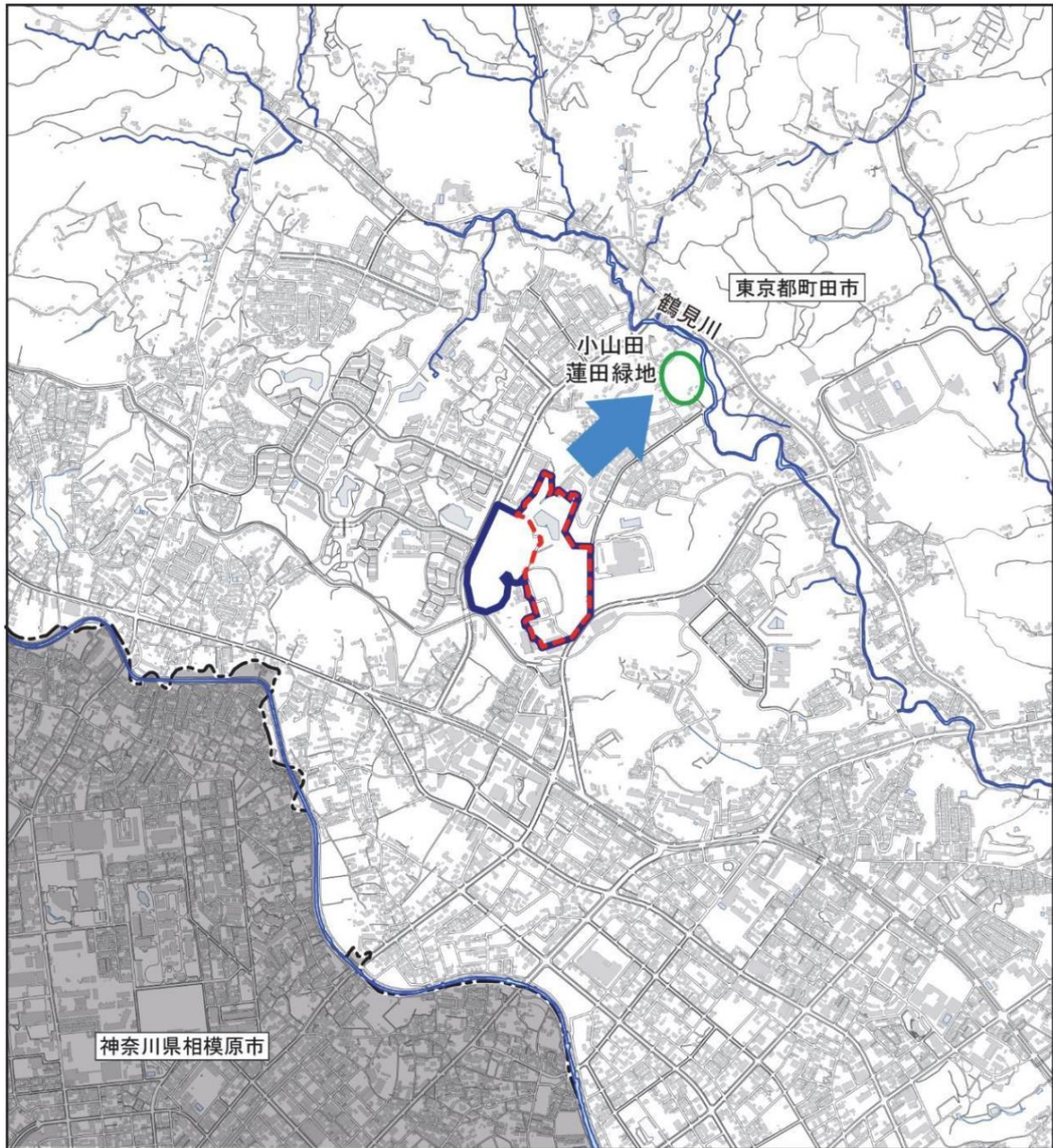
凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 排水浄化センター(浸出水処理施設)
- : 放流水・浸出水調査地点
- : 地下水モニタリング井戸
- ➔ : 放流水の流れ



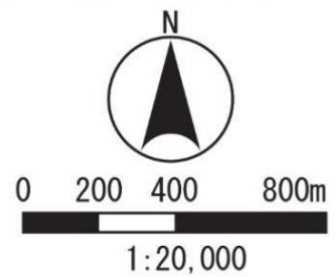
※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.3-1 水質調査地点図



凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 都県境・市境
- : 河川
- : 小山田蓮田緑地
- ➔ : 放流水の流れ



※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.3-2 放流水の流れ

(3) 現況把握の結果

ア. 水質の状況

(ア) 放流水及び浸出水

放流水及び浸出水の水質モニタリング調査結果は、表 3.3-2 に示すとおりである。
放流水及び浸出水ともに、すべての項目で維持管理上の基準値を下回っていた。

表 3.3-2(1) 放流水及び浸出水の水質調査結果

項目	単位	調査結果		維持管理上の基準値*
		放流水 採取日:2025/7/11	峠谷地区浸出水 採取日:2025/10/7	
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.001 未満	0.03 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.001 未満	0.1 以下
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。)	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.5 以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.001 未満	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.002 未満	0.1 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.005 未満	0.0005 未満	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.002 未満	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.0005 未満	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.0004 未満	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	0.002 未満	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.004 未満	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	0.001 未満	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.0006 未満	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.0002 未満	0.02 以下
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.0006 未満	0.06 以下
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.0003 未満	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.002 未満	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.001 未満	0.1 以下
セレン及びその他の化合物	mg/L	0.01 未満	0.001 未満	0.1 以下
1,4-ジオキサソ	mg/L	0.05 未満	0.006	0.5 以下
ほう素及びその化合物	mg/L	0.6	0.66	50 以下
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.11	15 以下
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物、硝酸化合物	mg/L	15	8.6	200 以下

表 3.3-2(2) 放流水及び浸出水の水質調査結果

項目	単位	調査結果		維持管理上の基準値※
		放流水 採取日:2025/7/11	峠谷地区浸出水 採取日:2025/10/7	
水素イオン濃度 (水素指数)	-	7.6	7.7	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5 未満	11	60 以下
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	5.1	8.9	90 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	1.0	1	60 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	5 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	0.5 未満	0.5 未満	30 以下
フェノール類含有量	mg/L	0.05 未満	0.01 未満	5 以下
銅含有量	mg/L	0.1 未満	0.01 未満	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	0.1 未満	0.01	2 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	0.1 未満	0.02	10 以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1 未満	0.07	10 以下
クロム含有量	mg/L	0.04 未満	0.02 未満	2 以下
大腸菌数	CFU/mL	1 未満	1 未満	800 以下
窒素含有量	mg/L	16	14	120 以下 (日間平均 60 以下)
燐含有量	mg/L	0.06 未満	0.041	16 以下 (日間平均 8 以下)
ダイオキシン類	pg ⁻ TEQ/L	0.048	0.00013	10 以下

※維持管理上の基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日、総理府・厚生省令第1号)の「一般廃棄物最終処分場からの排水基準(表3.3-13参照)」及び「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月27日、総理府令第67号)に基づく。

(イ) モニタリング井戸

上流側及び下流側モニタリング井戸の水質調査結果は、表 3.3-3 に示すとおりである。
上流側及び下流側ともにすべての項目で基準値を下回っていた。

表 3.3-3(1) モニタリング井戸の水質調査結果

項目	単位	調査結果		基準値※
		上流側 採取日:2025/5/13	下流側 採取日:2025/5/13	
アルキル水銀	mg/L	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下
カドミウム	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
六価クロム	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.05 以下
砒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下
全シアン	mg/L	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 以下
シス-1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下

※基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日、総理府・厚生省令第 1 号)の「地下水質基準(表 3.3-14)参照」に基づく。

イ. 気象の状況

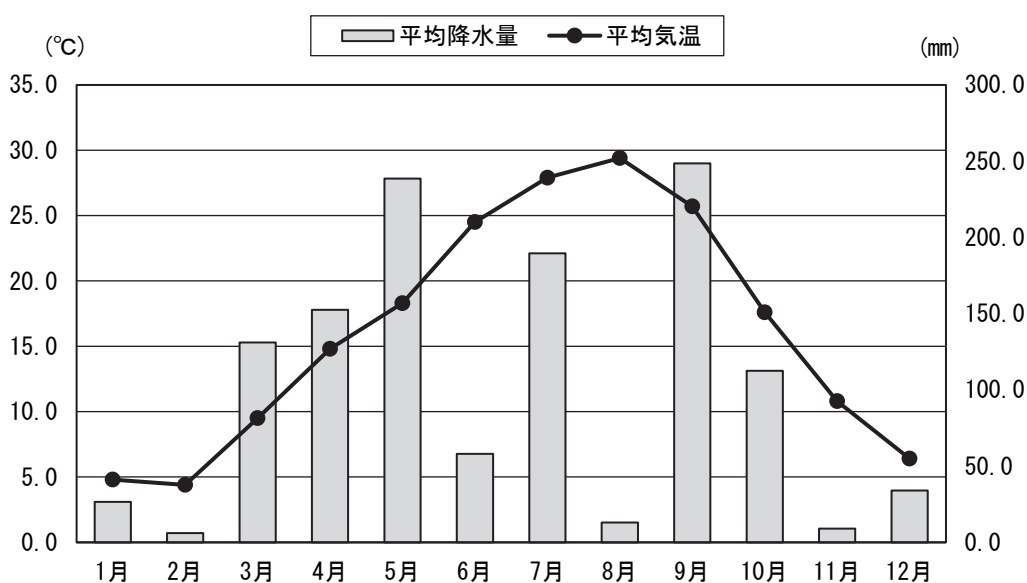
本施設に最も近い気象観測所である八王子気象観測所（北西側約12km）における平成28年から令和7年の降水量、気温、風向・風速及び日照時間の状況は表 3.3-4 に、令和7年における月別の平均気温と平均降水量は図 3.3-4 に示すとおりである。

過去10年間の状況を見ると、年間降水量は1,219.0～2,036.5mmであり、令和7年では9月に降水量が最も多くなっている。また、最高気温が35.3℃に達する一方で、最低気温は-3.2℃になるなど、寒暖の差が大きい地域である。平均風速は、概ね横ばいに推移しており、最多風向は令和5年を除いて北である。日照時間は1,869.9～2,310.9時間である。

表 3.3-4 気象観測結果（八王子気象観測所）

年	降水量(mm)			気温(℃)			風向・風速(m/s)		日照時間(h)
	合計	月平均	日最大	日平均	最高	最低	平均風速	最多風向	合計
令和7年	1,219.0	101.6	131.0	16.2	35.3	-2.5	2.8	西北西、北	2,192.2
令和6年	2,036.5	169.7	240.0	16.4	34.0	-1.7	2.8	北	2,121.1
令和5年	1,249.5	104.1	174.5	16.3	34.1	-2.0	2.8	西北西、南	2,310.9
令和4年	1,473.5	122.8	119.5	15.2	31.8	-3.2	2.6	北	2,037.7
令和3年	1,448.5	120.7	80.0	15.3	31.2	-1.9	2.7	北	2,135.9
令和2年	1,604.5	133.7	115.0	15.4	34.6	0.5	2.7	北	1,958.5
令和元年	1,966.0	163.8	392.5	15.3	32.6	-2.8	2.7	北	1,966.2
平成30年	1,436.0	119.7	87.0	15.7	33.4	-3.0	2.8	北	2,154.1
平成29年	1,514.5	126.2	175.0	14.6	31.7	-1.7	2.7	北	2,131.3
平成28年	1,487.0	123.9	175.5	15.3	31.2	-1.1	2.7	北	1,869.9

出典：「過去の気象データ検索」（令和8年1月閲覧、気象庁ホームページ）



出典：「過去の気象データ検索」（令和8年1月閲覧、気象庁ホームページ）

図 3.3-4 令和7年における月別の平均気温と平均降水量（八王子気象観測所）

ウ. 公共用水域の水質の状況

本施設及びその周辺における公共用水域の水質調査地点は、図 3.3-5 に示す境川の1地点、排水浄化センターの放流先である鶴見川の1地点で実施している。

公共用水域における水質調査結果は、表 3.3-5 に示すとおりであり、水素イオン濃度(pH)が6.9~10.1、生物化学的酸素要求量(BOD)が1.2~8.6mg/L、浮遊物質量(SS)が2~3mg/L、溶存酸素量(DO)が9.5~14mg/L、大腸菌数は直近3年間で200~390CFU/100mLであった。水素イオン濃度(pH)は、環境基準を達成できていないが、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)及び溶存酸素量(DO)は環境基準を満足していた。

表 3.3-5 公共用水域における水質調査結果

河川名	測定地点名	年度	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]	浮遊物質量 (SS) [mg/L]	溶存酸素量 (DO) [mg/L]	大腸菌数 [CFU/100mL]
			最小~最大	75%値	年平均値	年平均値	90%値
鶴見川	麻生橋	R6	6.9 ~ 8.6	6.2	2	9.6	310
		R5	7.4 ~ 8.8	7.3	3	9.5	200
		R4	7.3 ~ 8.9	5.1	3	9.7	390
		R3	7.3 ~ 9.3	8.6	3	9.5	-
		R2	7.4 ~ 9.4	2.0	3	11	-
境川	根岸橋	R6	7.7 ~ 9.6	1.3	3	12	-
		R5	7.8 ~ 10.1	1.2	3	12	-
		R4	7.7 ~ 9.5	2.0	3	12	-
		R3	7.9 ~ 9.8	1.3	2	14	-
		R2	7.8 ~ 9.6	1.4	3	12	-
環境基準(D 類型)			6.0 ~ 8.5	8 以下	100 以下	2 以上	-

出典：「公共用水域水質測定結果について」（令和8年1月閲覧、東京都環境局ホームページ）

エ. 水象の状況

本施設及びその周辺における河川の状況は表 3.3-6、河川の位置は図 3.3-5 に示すとおりである。

本施設及びその周辺では、一級河川鶴見川水系鶴見川、二級河川境川水系境川が流れている。

表 3.3-6 本施設及びその周辺における河川

河川名	延長 (km)	流域面積 (km ²)	種別
鶴見川	42.5	235	一級河川
境川	52.0	211	二級河川

出典：「鶴見川の概要」（令和8年1月閲覧、国土交通省京浜河川事務所ホームページ）

「境川水系河川整備基本方針」（平成22年12月、神奈川県、東京都）

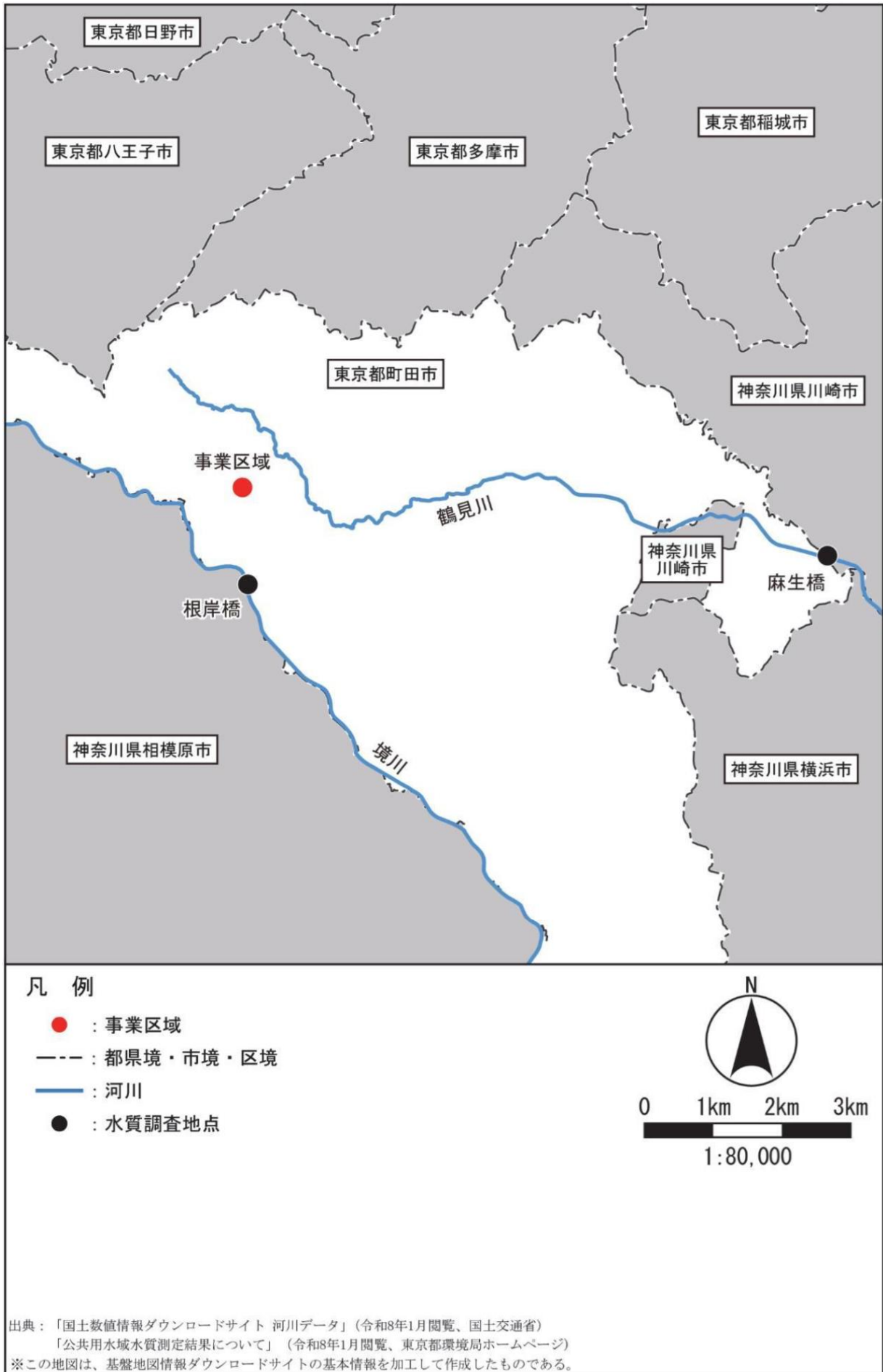


図 3.3-5 公共用水域水質調査地点図

オ. 水利用の状況

(ア) 水域の利用状況

排水浄化センターの放流先である鶴見川本川の水利用量の現況は表 3.3-7 に示すとおりである。農業用水として流域全体で約 130ha の耕地のかんがい利用されるとともに、工業用水としても利用されている。

また、震災・火災時には非常・消火用水としての利用が期待されるが、護岸の形状、水深などの制約により取水が困難な箇所が多い。

表 3.3-7 鶴見川本川の水利用量の現況

目的	取水件数(件)	最大取水量(m ³ /s)
かんがい用水(慣行)	38	3.025 [※]
工業用水(許可)	1	0.555
合計	39	3.580

※かんがい用水(慣行)の最大取水量については、取水量の届出がなされている 32 件の合計値である。

出典：「鶴見川水系河川整備計画」(平成 19 年 3 月、国土交通省関東地方整備局、東京都、神奈川県、横浜市)

(イ) 下水道普及状況

本施設が位置する町田市下水道普及率は表 3.3-8 に、公共下水道整備済区域図は図 3.3-6 に示すとおりである。

面積普及率は 70.1%、世帯普及率は 99.0%、人口普及率は 99.1%となっている。

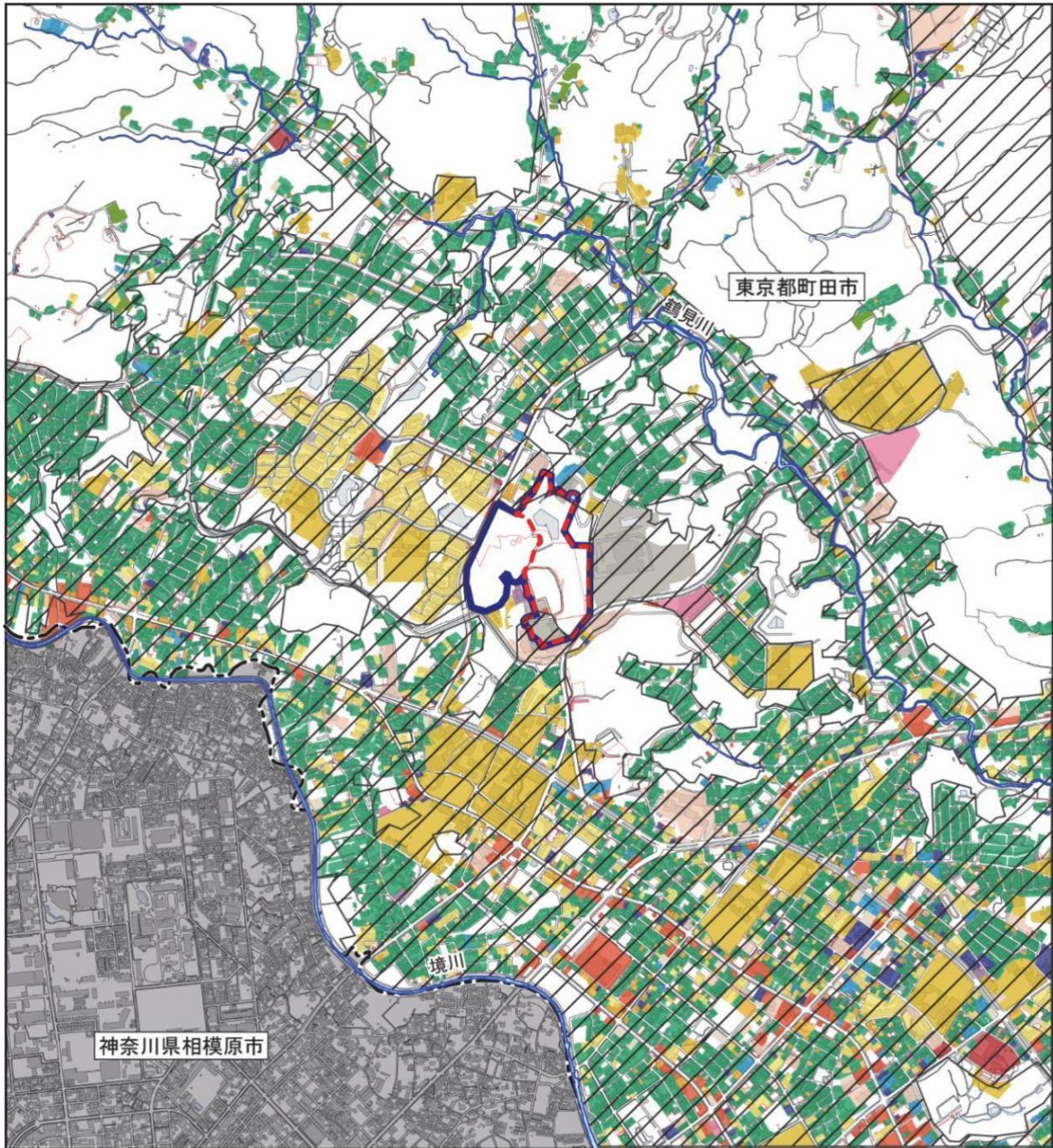
表 3.3-8 公共下水道の普及率(令和 6 年 3 月 31 日現在)

年度	項目	町田市	処理区域内	普及率
	面積	7,155ha	5,018ha	面積普及率：70.1%
	世帯数	207,892 世帯	205,772 世帯	世帯普及率：99.0%
	人口	430,558 人	426,675 人	人口普及率：99.1%

出典：「2023 年度 下水道事業概要」(令和 7 年 1 月、町田市下水道部)

カ. 主要な発生源の状況

本施設及びその周辺における公共下水道整備済区域は図 3.3-6 に示すとおりである。公共用地、商業用地、住宅用地、工業用地については、公共下水道が概ね整備されていることから、水質汚濁の主な発生源は本施設の放流水のほか、周辺の農業排水が想定される。



凡 例

 : 事業区域 : 町田市一般廃棄物最終処分場

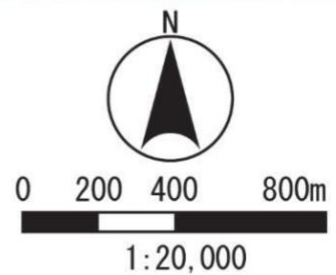
: 都県境・市境

: 河川

: 下水道整備済区域

土地利用の状況（公共、商業、住宅、工業用地等）

- | | |
|--|--|
| : 官公庁施設 | : 宿泊・遊興施設 |
| : 教育文化施設 | : 独立住宅 |
| : 厚生医療施設 | : 集合住宅 |
| : 供給処理施設 | : 専用工場 |
| : 事務所建築物 | : 住居併用工場 |
| : 専用商業施設 | : 倉庫運輸関係施設 |
| : 住商併用施設 | |



出典：「町田市公共下水道整備済区域図」（令和5年3月、町田市）
 「東京都土地利用現況図[建物用途別(多摩都市部)]」（令和8年1月閲覧、東京都ホームページ）
 ※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.3-6 公共下水道整備済区域図

キ. 関係法令による基準等

(ア) 環境基準

「環境基本法」による水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、カドミウム等の 27 項目に関して、一律に定められており、全公共用水域に適用される。該当環境基準は、表 3.3-9 に示すとおりである。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.3-10 に示すとおりである。河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定しており、本施設周辺の河川では、鶴見川、境川がともに D 類型に設定されている。

なお、地下水についても水質汚濁に係る環境上の条件について環境基準値が定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3.3-11 に示すとおりである。

表 3.3-9 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考 1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.3-10 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

項目 類型	利用目的の 適応性						
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	大腸菌群数 (参考)
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	—

備考 1) 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

3) 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

4) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

5) 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

6) 大腸菌群数は、「水質汚濁に係る環境基準の見直しについて（お知らせ）」（2021 年 10 月 7 日、環境省）において、水質汚濁に係る環境基準の項目から削除されているが、参考として示している。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日、環境庁告示第 59 号）

表 3.3-11 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日、環境庁告示第10号）

(イ) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日、法律第105号）に基づき設定されている。

水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3.3-12 に示すとおりである。

表 3.3-12 水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準

媒体	環境上の条件
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

(ウ) 基準省令における排水基準

放流水、浸出水の水質に関する規制は、「基準省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」において、基準値が設定されている。

一般廃棄物最終処分場からの排水基準は表 3.3-13 に、地下水質に関する基準は表 3.3-14 に示すとおりである。

表 3.3-13(1) 基準省令に基づく一般廃棄物最終処分場からの排水基準

項目	許容限度
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその他の化合物	0.1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
ほう素及びその化合物	50mg/L 以下 (海域以外)
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下 (海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/L 以下

表 3.3-13(2) 基準省令に基づく一般廃棄物最終処分場からの排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8 以上 8.6 以下 (海域以外)
生物化学的酸素要求量(BOD)	60mg/L 以下
化学的酸素要求量(COD)	90mg/L 以下
浮遊物質量(SS)	60mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
フェノール類含有量	5mg/L 以下
銅含有量	3mg/L 以下
亜鉛含有量	2mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
クロム含有量	2mg/L 以下
大腸菌数	日間平均 800 以下 (CFU/mL)
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L 以下

注) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の値は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

備考 1) 「検出されないこと」とは、第 3 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2) 「日間平均」による排水基準値は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3) 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

5) 燐含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日、総理府・厚生省令第 1 号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成 11 年 12 月 27 日、総理府令第 67 号)

表 3.3-14 基準省令における地下水質基準

項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005mg/L 以下
カドミウム	0.003mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年3月14日、総理府・厚生省令第1号）

3.3.3 予測

(1) 予測対象時期

予測対象時期は、処理方法変更後に排水浄化センターの供用が定常の状態に達した時期とした。

(2) 予測項目

予測項目は、排水浄化センターからの処理水の放流に伴う河川水質とし、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、全リン (T-P)、全窒素 (T-N)、ダイオキシン類、浮遊物質 (SS)、その他必要な項目とした。

(3) 予測方法

予測の手順は、図 3.3-7 に示すとおりとした。

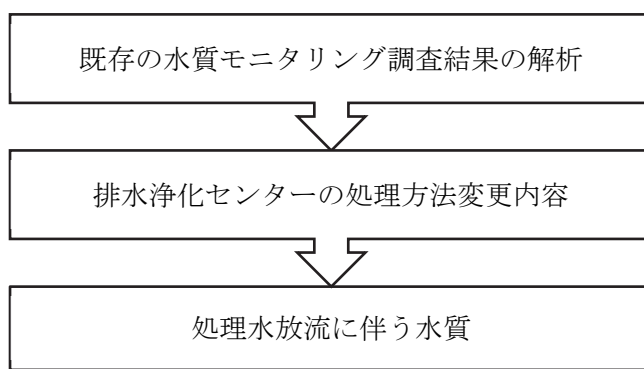


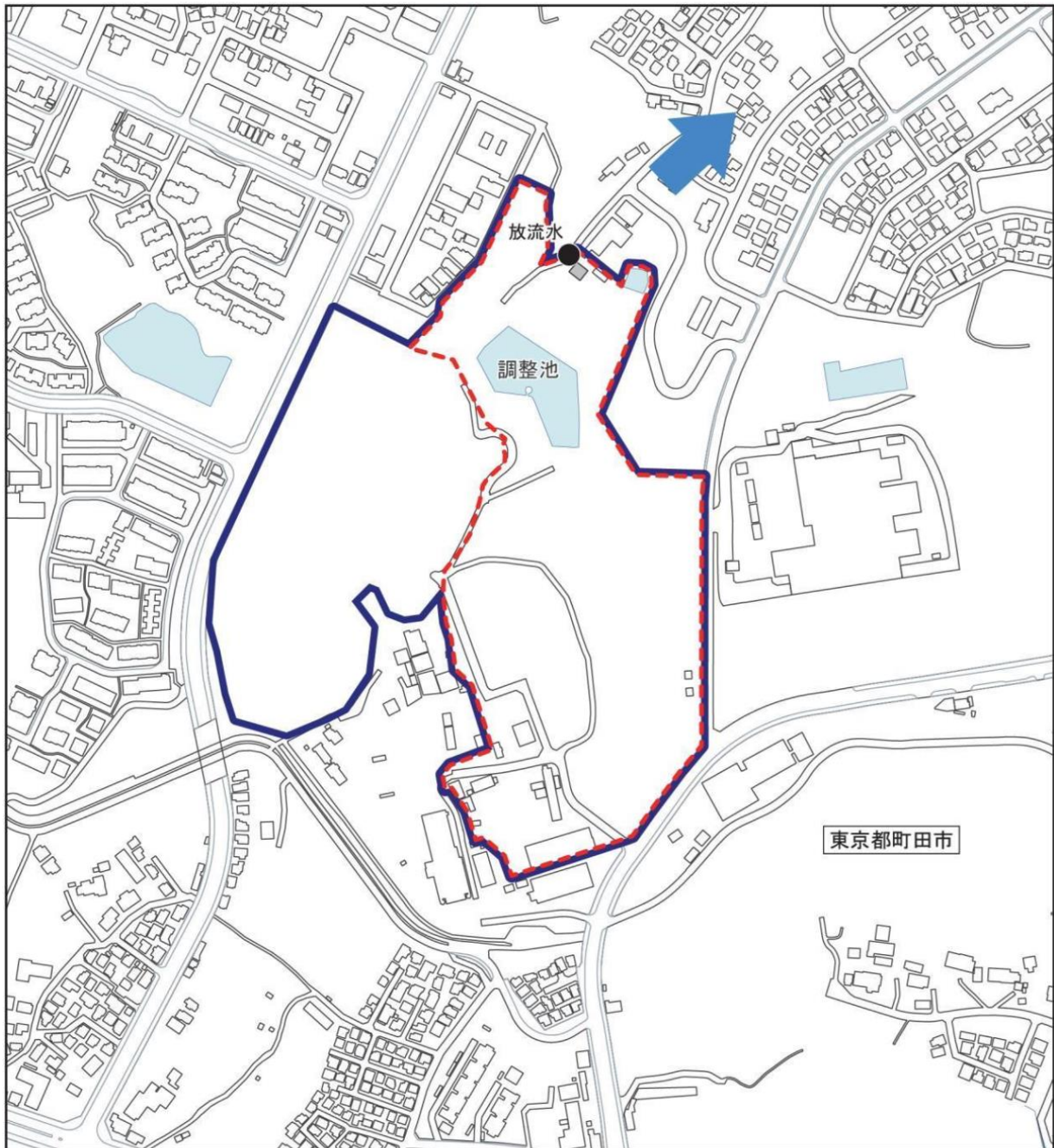
図 3.3-7 水質の予測手順

ア. 予測地点・範囲

予測地点は、図 3.3-8 に示すとおり、排水浄化センターからの放流地点とした。放流水は、現況と同様に北東側にある小山田蓮田緑地に送水、最終的に鶴見川へ放流される。

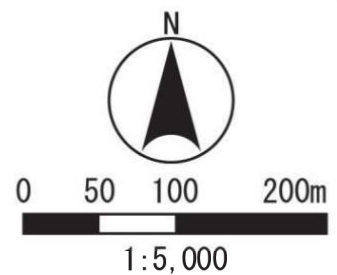
イ. 予測手法

予測手法は、既存の水質モニタリング調査結果の解析及び排水浄化センターの処理方法変更内容を勘案し、定性的に予測した。



凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 排水浄化センター(浸出水処理施設)
- : 予測地点(排水浄化センター放流地点)
- ➡ : 放流水の流れ



※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.3-8 水質予測地点図

(4) 予測結果

既存の水質モニタリング調査結果において、放流水はいずれの項目も過去 10 年以上維持管理上の基準を下回っている。また、処理前である浸出水は、維持管理上の基準が適用されるものではないが、参考として比較すると、いずれの項目についても過去 10 年以上維持管理上の基準を下回っている。

本事業では、排水浄化センターの処理方法を標準活性汚泥法から塩素滅菌及び雨水での希釈処理へ変更する計画である。処理変更を行うが、放流水に適用する維持管理上の基準は現況と同様である。

また、安全対策工事として、廃棄物層上部に遮水機能を追加することで、廃棄物層内へ浸透する浸出水の量は抑制され、処理後の放流量も現況より減少すると想定される。

以上のことから、排水浄化センターからの処理水の放流に伴う河川水質への影響は現況と同程度もしくはそれ以下になると予測される。

3.3.4 影響の分析

(1) 影響の分析方法

影響の分析は、予測結果が生活環境保全上の目標と整合しているかという観点から行った。

(2) 影響の分析結果

ア. 生活環境保全上の目標

水質に係る生活環境保全上の目標は、「現況の環境を著しく悪化させないこと」とした。

イ. 生活環境保全上の目標との整合

予測結果に示すとおり、本事業では、排水浄化センターの処理方法の変更を行うが、放流水に適用する維持管理上の基準値は現況と同様である。

また、安全対策工事により、処理後の放流量は現況より減少すると想定されることから、排水浄化センターからの処理水の放流に伴う河川水質への影響は現況と同程度もしくはそれ以下になると予測される。

以上のことから、排水浄化センターからの処理水の放流に伴う河川水質は、生活環境の保全上の目標である「現況の環境を著しく悪化させないこと」を達成できる。

3.4 地下水

3.4.1 調査対象地域

調査対象地域は、本施設及びその周辺とした。

3.4.2 現況把握

(1) 現況把握項目

現況把握項目は、表 3.4-1 に示すとおりとした。

表 3.4-1 現況把握項目

調査項目
ア. 地下水の状況
イ. 水象（降水量含む）の状況
ウ. 地形・地質の状況
エ. 周辺井戸の利用状況
オ. 関係法令による基準等

(2) 現況調査手法

ア. 地下水の状況

調査は、既存のモニタリング調査資料を整理、解析した。

イ. 水象（降水量含む）の状況

調査は、河川管理者が公表している情報等の既存資料を整理、解析した。

ウ. 地形・地質の状況

調査は、地形図及び地質図等の既存資料を整理、解析した。

エ. 周辺井戸の利用状況

調査は、町田市が公表している災害時協力井戸の所在地を整理、解析した。

オ. 関係法令による基準等

調査は、「工業用水法」（昭和 31 年 6 月 11 日、法律第 146 号）、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日、法律第 100 号）及び「環境確保条例」等に基づく基準等を整理した。

(3) 現況把握の結果

ア. 地下水の状況

本施設では、地下水位のモニタリング調査を行っている。

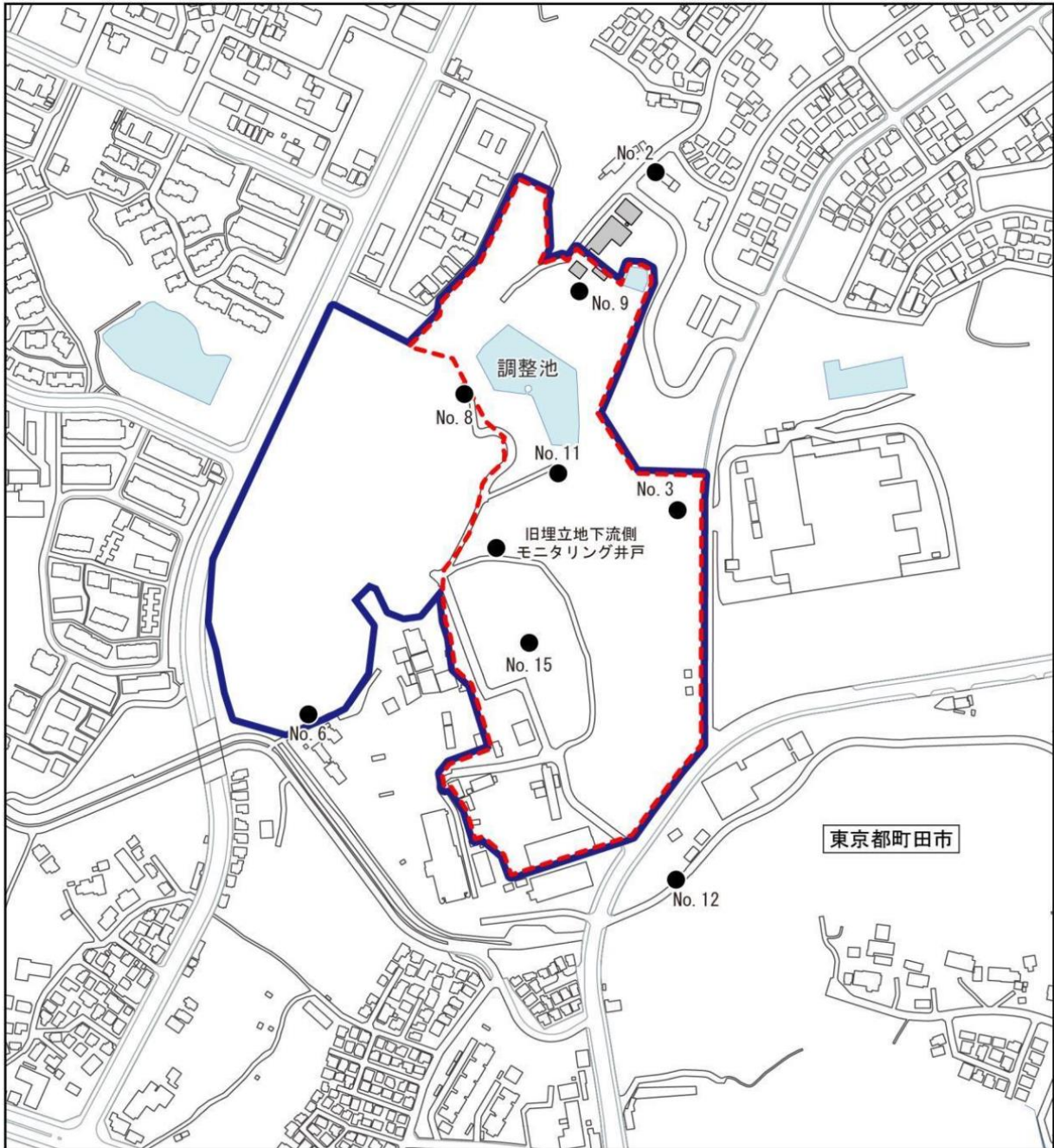
地下水位の観測地点は図 3.4-1 に、観測結果は表 3.4-2 に示すとおりである。

旧埋立地の廃棄物層内の地下水位は周辺地盤の地下水位より低い状態にあり、水封状態が保たれている。このため、廃棄物層内の地下水は周辺地盤へ流出することはない、旧埋立地内に流入した地下水は峠谷地区の浸出水管に集水されている。

また、観測している 9 地点において、著しい水位変動は確認されていない。

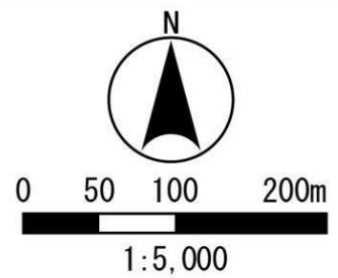
表 3.4-2 地下水位の観測結果

観測項目		地下水位深さ (GL. m)								
観測地点	No. 2	No. 3	No. 6	No. 8	No. 9	No. 11	No. 12	No. 15	旧埋立地 下流側 モニタリング 井戸	
観測地点標高 (T. P. m)	89.18	112.29	136.88	99.55	90.29	99.76	123.25	121.58	112.37	
2024 年度	4月	-3.1	-10.0	-25.2	-2.2	-3.1	-4.2	-8.2	-17.8	-
	5月	-3.0	-10.0	-25.3	-2.3	-3.1	-4.8	-11.2	-17.2	-11.8
	6月	-3.2	-10.6	-24.8	-2.0	-3.1	-4.0	-8.6	-17.0	-11.8
	7月	-3.2	-9.6	-24.6	-1.9	-3.0	-4.6	-9.1	-16.3	-11.0
	8月	-3.2	-9.6	-24.7	-2.0	-3.0	-4.5	-9.0	-16.2	-10.9
	9月	-3.2	-8.9	-24.2	-1.6	-3.1	-4.3	-8.8	-16.0	-10.6
	10月	-3.2	-9.6	-24.1	-1.6	-3.1	-4.6	-9.0	-16.5	-10.7
	11月	-3.3	-10.1	-24.7	-1.6	-3.5	-5.0	-9.1	-16.7	-12.2
	12月	-3.4	-8.7	-24.0	-1.9	-3.2	-4.8	-12.6	-17.1	-11.0
	1月	-3.1	-9.0	-24.2	-2.3	-3.2	-4.6	-14.6	-17.5	-11.5
	2月	-3.6	-9.2	-24.4	-2.4	-3.4	-6.1	-14.3	-16.9	-10.5
	3月	-4.5	-9.5	-27.6	-2.5	-3.6	-6.8	-14.5	-18.2	-12.0
観測項目		地下水位標高 (T. P. m)								
2024 年度	4月	86.08	102.29	111.68	97.35	87.19	95.56	115.05	103.78	-
	5月	86.18	102.29	111.58	97.25	87.19	94.96	112.05	104.38	100.57
	6月	85.98	101.69	112.08	97.55	87.19	95.76	114.65	104.58	100.57
	7月	85.98	102.69	112.28	97.65	87.29	95.16	114.15	105.28	101.37
	8月	85.98	102.69	112.18	97.55	87.29	95.26	114.25	105.38	101.47
	9月	85.98	103.39	112.68	97.95	87.19	95.46	114.45	105.58	101.77
	10月	85.98	102.69	112.78	97.95	87.19	95.16	114.25	105.08	101.67
	11月	85.88	102.19	112.18	97.95	86.79	94.76	114.15	104.88	100.17
	12月	85.78	103.59	112.88	97.65	87.09	94.96	110.65	104.48	101.37
	1月	86.08	103.29	112.68	97.25	87.09	95.16	108.65	104.08	100.87
	2月	85.58	103.09	112.48	97.15	86.89	93.66	108.95	104.68	101.87
	3月	84.68	102.79	109.28	97.05	86.69	92.96	108.75	103.38	100.37



凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 排水浄化センター(浸出水処理施設)
- : 地下水位観測地点



※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.4-1 地下水位の観測地点

イ. 水象（降水量含む）の状況

水象（降水量含む）の状況は、「3.3 水質」と同様とした。

ウ. 地形・地質の状況

本施設及びその周辺における地形は図 3.4-2 に示すとおりであり、山地斜面等に位置している。

また、本施設及びその周辺における表層地質図は図 3.4-3 に示すとおりであり、平山層及び小山田層に位置している。

エ. 周辺井戸の利用状況

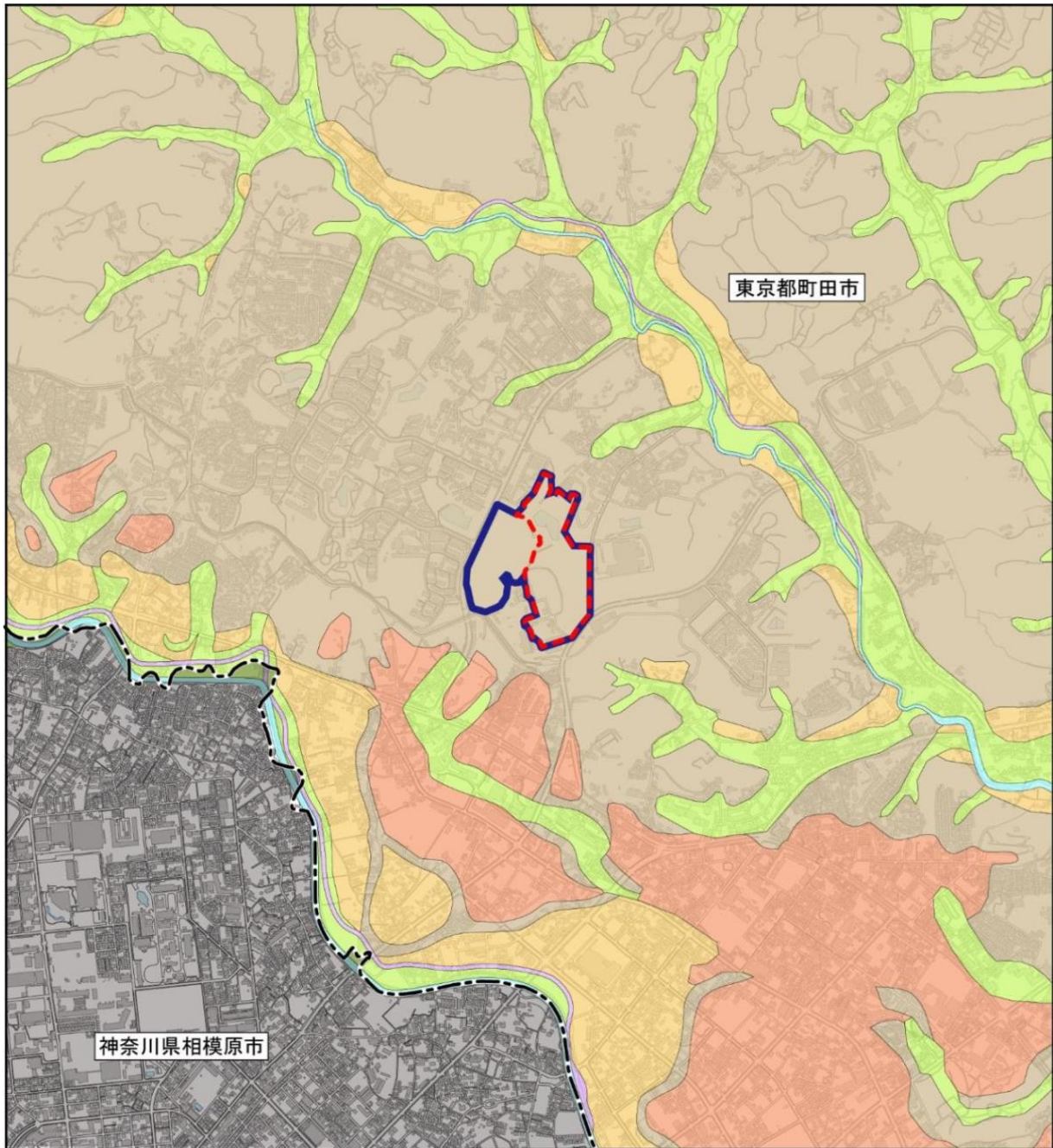
町田市では民間の協力のもと、大規模な災害発生時において生活用水として活用できる井戸を「災害時協力井戸」に指定している。

本施設及びその周辺における災害時協力井戸の所在地は表 3.4-3 に、分布状況は図 3.4-4 に示すとおりであり、災害時協力井戸が 19 箇所存在している。

表 3.4-3 災害時協力井戸の所在地

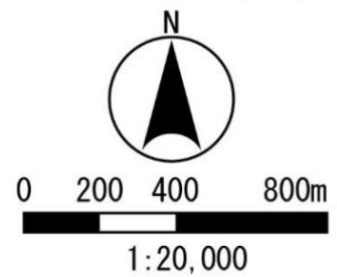
No.	井戸所在地
1	木曾西 3-19-10
2	根岸町 1019-8
3	矢部町 2663
4	函師町 609-9
5	矢部町 2799
6	根岸町 1009-1
7	上小山田町 614
8	上小山田町 643
9	常盤町 3596
10	常盤町 3462-2
11	上小山田町 1512
12	常盤町 3517
13	上小山田町 1758
14	上小山田町 1758
15	矢部町 2602
16	下小山田町 2361-2 大善倶楽部
17	忠生 2-7-5
18	木曾西 3-11-20
19	忠生 1-23-18

出典：「町田市防災 WEB ポータル」（令和 8 年 1 月閲覧、町田市ホームページ）



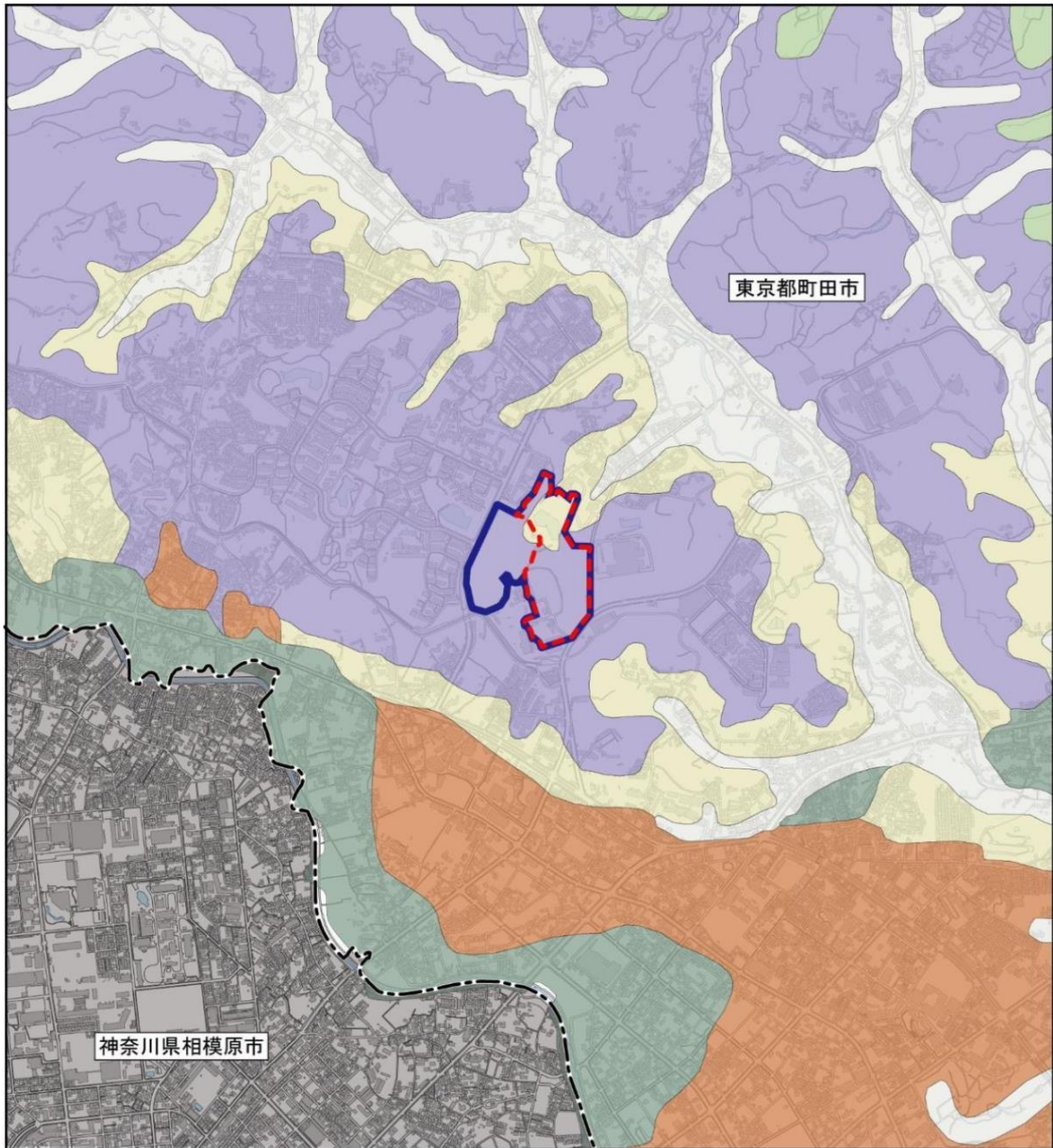
凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 都県境・市境
- : 山地斜面等
- : 砂礫台地(更新世段丘)
- : ローム台地(更新世段丘)
- : 谷底低地
- : 旧河道
- : 現水部



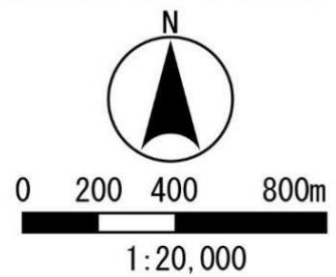
出典：「土地履歴調査GISデータ 人工地形及び自然地形分類(八王子)」(令和8年1月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)
 ※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.4-2 地形の状況(人工地形及び自然地形分類図)



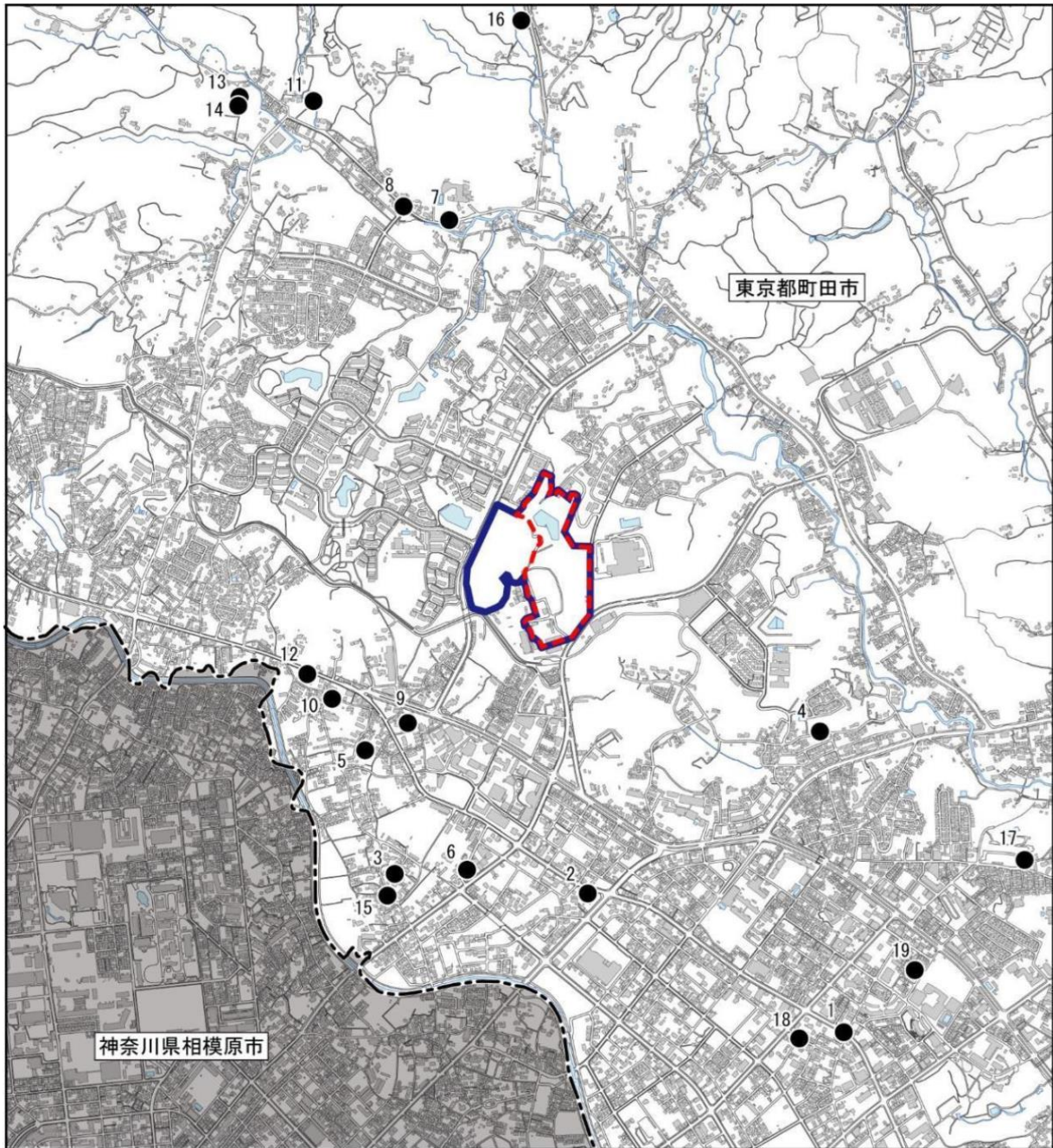
凡 例

- : 事業区域 : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 都県境・市境
- Al : 沖積層および河川堆積物
- Tc : 立川ローム層および立川段丘堆積物
- M : 武蔵野ローム層および武蔵野段丘堆積物
- Rk : 連光寺層
- Om : 小山田層
- Hr : 平山層



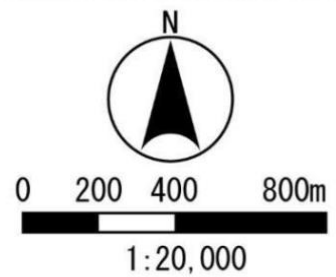
出典：「5万分の1土地分類基本調査GISデータ 表層地質図(八王子)」(令和8年1月閲覧、国土数値情報ダウンロードサイト)
 ※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.4-3 地質の状況(表層地質図)



凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 都県境・市境
- : 災害時協力井戸



出典：「町田市防災WEBポータル」（令和8年1月閲覧、町田市ホームページ）
 ※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.4-4 災害時協力井戸の分布状況

オ. 関係法令による基準等

本施設及びその周辺は「工業用水法」による指定地域及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」による指定地域には該当していないが、地下水の使用に関しては「環境確保条例」に基準等が定められている。

「環境確保条例」では、地下水の揚水施設の構造基準や地下水の揚水量の制限等が定められている。また、既に設置されている地下水揚水施設も含め、1年に1回、揚水量の報告が義務付けられている。

3.4.3 予測

(1) 予測対象時期

予測対象時期は、旧埋立地の廃棄物層上部に遮水機能を追加し、地下水の流れが定常の状態に達した時期とした。

(2) 予測項目

予測項目は、最終処分場の存在に伴う地下水の流況等への影響の程度とした。

(3) 予測方法

予測の手順は、図 3.4-5 に示すとおりとした。

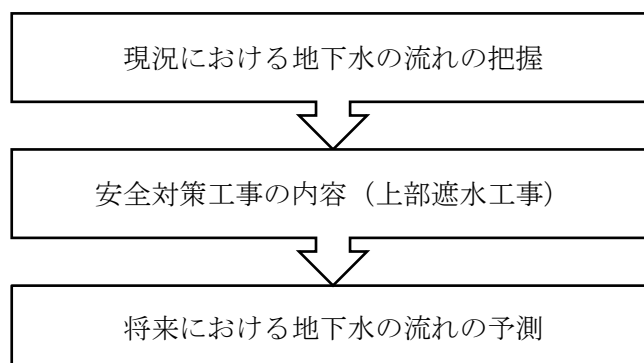


図 3.4-5 地下水の流れの予測手順

ア. 予測地点・範囲

予測地点は、本施設周辺地域とした。

イ. 予測手法

予測手法は、安全対策工事の内容等を勘案し、定性的に予測した。

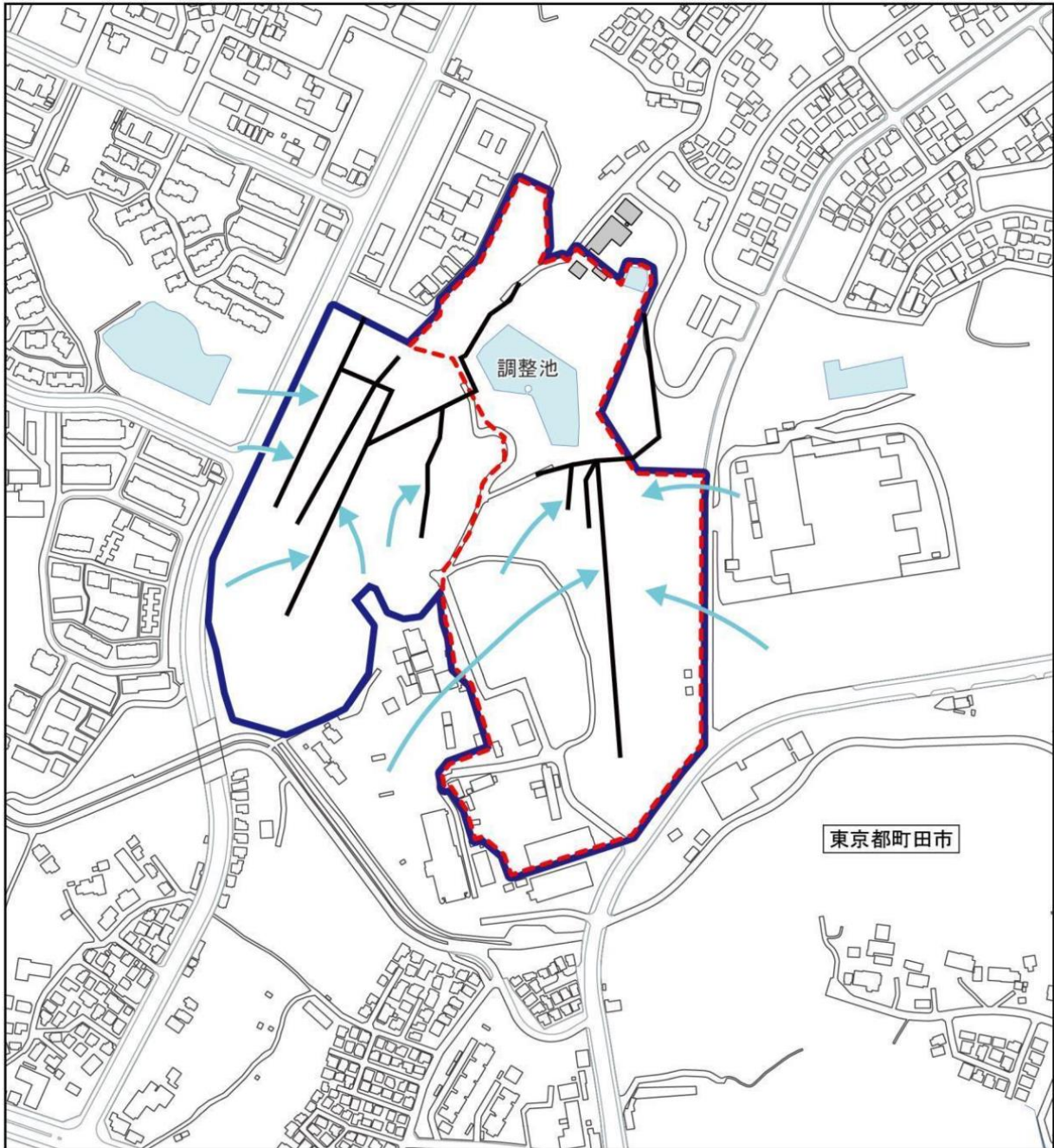
(4) 予測結果

現況において、旧埋立地の廃棄物層内の地下水位は周辺地盤の地下水位より低い状態にあり、水封状態が保たれている。このため、旧埋立地内に流入した地下水は、図 3.4-6 に示すとおり、周辺地盤へ流出することはなく、峠谷地区の浸出水管に集水されている。

安全対策工事では、旧埋立地の廃棄物層上部に遮水工を実施する。本工事は、図 3.4-7 に示すとおり、遮水された雨水を遮水工上部に設けられる雨水排水管を通じて調整池へ導くものであり、地下水及び浸出水の流動経路や集水の仕組みに変更を加えるものではない。

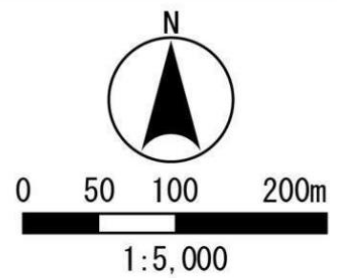
また、本工事では地盤の掘削等は行わず、地下水位に影響を与える行為はないことから、水封状態は維持され、地下水の流動経路に変化は生じない。

以上より、地下水の流れに与える影響は非常に小さいものと予測される。



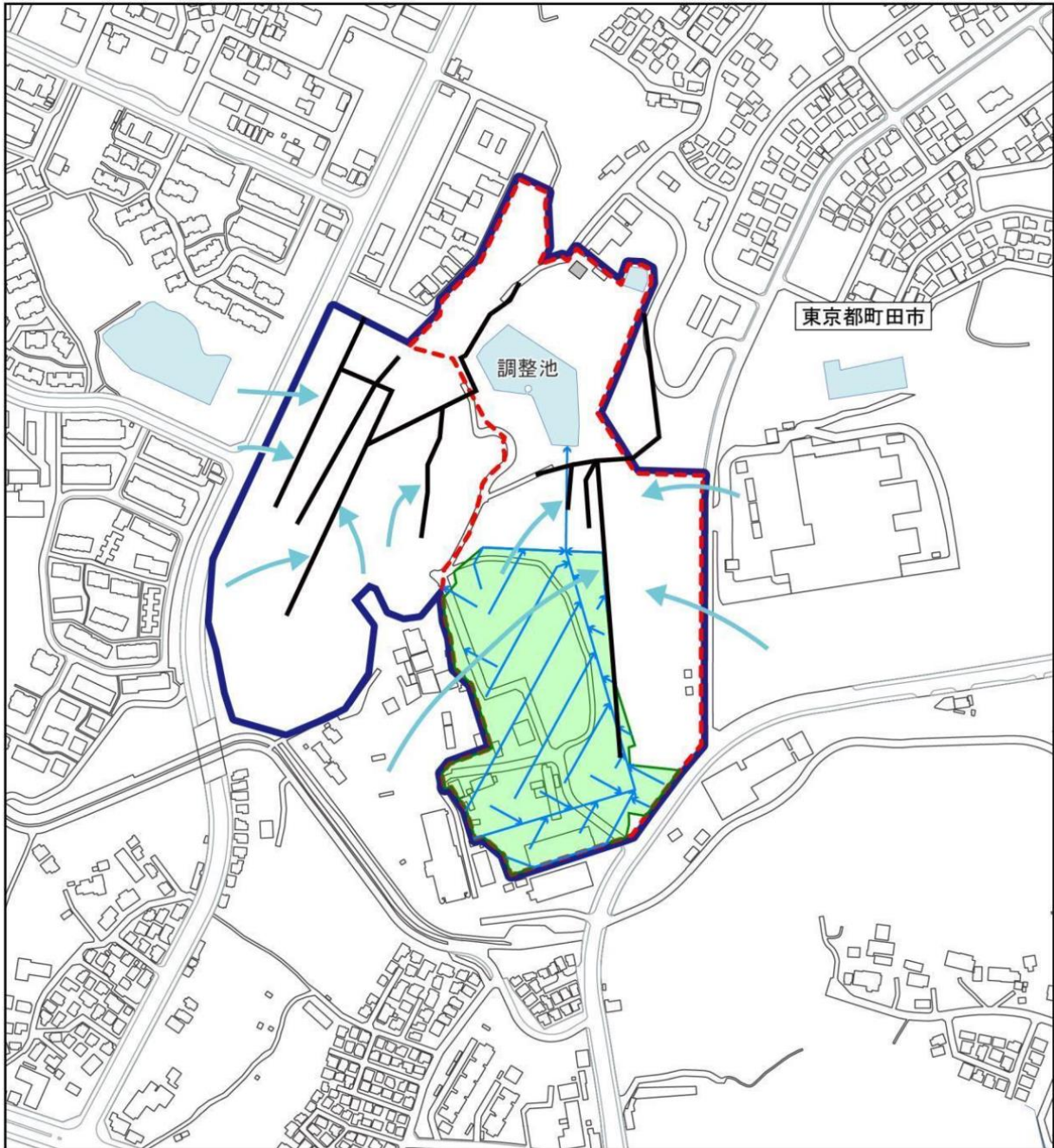
凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 排水浄化センター(浸出水処理施設)
- : 浸出水管
- ➔ : 現況の地下水の流れ



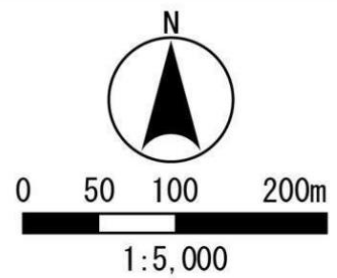
※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.4-6 現況における地下水の流れ



凡 例

- : 事業区域
- : 町田市一般廃棄物最終処分場
- : 排水浄化センター(浸出水処理施設)
- : 浸出水管
- : 上部遮水工範囲
- : 新たに整備する雨水排水管
- ⇨ : 安全対策工事後の地下水の流れ



※この地図は、基盤地図情報ダウンロードサイトの基本情報を加工して作成したものである。

図 3.4-7 安全対策工事後における地下水の流れ

3.4.4 影響の分析

(1) 影響の分析方法

影響の分析は、予測結果が生活環境保全上の目標と整合しているかという観点から行った。

(2) 影響の分析結果

ア. 生活環境保全上の目標

地下水の流れに係る生活環境保全上の目標は、「現況の地下水の流れに影響を与えないこと」とした。

イ. 生活環境保全上の目標との整合

予測結果に示すとおり、旧埋立地の廃棄物層内の地下水位は周辺地盤の地下水位より低い状態にあり、旧埋立地内に流入した地下水は、周辺地盤へ流出することなく、峠谷地区の浸出水管に集水されている。

安全対策工事では、上部遮水工を実施し、雨水を調整池へ導くものの、地下水及び浸出水の流動経路や集水の仕組みに変更を加えるものではない。また、本工事では地盤の掘削等を行わないことから、水封状態は維持され、地下水の流れに与える影響は非常に小さいものと予測される。

以上のことから、最終処分場の存在に伴う地下水の流況等は、生活環境の保全上の目標である「現況の地下水の流れに影響を与えないこと」を達成できる。

第4章 総合的な評価

4.1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

本事業の内容・経緯・現況及び周辺環境の状況等より、生活環境影響調査項目として選定した騒音、振動、水質、地下水は、いずれの項目についても周辺環境への影響は十分に回避、低減され、生活環境保全上の目標は達成できるものと評価した。各項目の詳細は、表 4.1-1 に示すとおりである。

表 4.1-1 現況把握、予測、影響の分析結果

環境要素	環境影響要因	現況把握	予測	影響の分析																																																																																																																																																																																																								
騒音	施設(浸出水処理施設)の稼働に伴う騒音	<p>現地調査地点における時間率騒音レベル 90%レンジ上端値 (L₉)は、49～50dB であり、環境確保条例に基づく規制基準を下回っていた。</p> <p style="text-align: center;">表 騒音調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>測定結果</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td>49～50dB</td> <td>50dB</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	測定結果	規制基準	No. 1	49～50dB	50dB	<p>令和6～7年に実施した実施した排水浄化センターの最寄り敷地境界付近での測定結果は最大で50dBであり、規制基準を下回っていた。</p> <p>排水浄化センターの処理能力は、600m³/日から 330m³/日となる計画である。また、排水浄化センターの主な設備機器は、現況よりも少なくなる計画である。</p> <p>以上のことから、将来における敷地境界付近での施設からの騒音レベルは現況と同程度もしくは下回ると予測される。</p>	<p>排水浄化センターの処理方法変更後の施設からの騒音レベルの予測結果は現況と同程度もしくは下回ると予測される。</p> <p>以上のことから、施設(浸出水処理施設)の稼働に伴う騒音は、生活環境保全上の目標(第二種区域(昼間:50dB))を達成できる。</p>																																																																																																																																																																																																		
調査地点	測定結果	規制基準																																																																																																																																																																																																										
No. 1	49～50dB	50dB																																																																																																																																																																																																										
振動	施設(浸出水処理施設)の稼働に伴う振動	<p>現況調査地点における時間率振動レベル 80%レンジ上端値 (L₁₀)は、定量下限値である25dBを下回っており、環境確保条例に基づく規制基準を下回っていた。</p> <p style="text-align: center;">表 振動調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>測定結果</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No. 1</td> <td>25dB 未満</td> <td>60dB</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	測定結果	規制基準	No. 1	25dB 未満	60dB	<p>令和6～7年に実施した排水浄化センターの最寄り敷地境界付近での測定結果は25dB未満であり、規制基準を下回っていた。</p> <p>排水浄化センターの処理能力は、600m³/日から 330m³/日となる計画である。また、排水浄化センターの主な設備機器は、現況よりも少なくなる計画である。</p> <p>以上のことから、将来における敷地境界付近での施設からの振動レベルは現況と同程度もしくは下回ると予測される。</p>	<p>排水浄化センターの処理方法変更後の施設からの振動レベルの予測結果は現況と同程度もしくは下回ると予測される。</p> <p>以上のことから、施設(浸出水処理施設)の稼働に伴う振動は、生活環境保全上の目標(第一種区域(昼間:60dB))を達成できる。</p>																																																																																																																																																																																																		
調査地点	測定結果	規制基準																																																																																																																																																																																																										
No. 1	25dB 未満	60dB																																																																																																																																																																																																										
水質	排水浄化センターからの処理水の放流に伴う水質	<p>既存の水質モニタリング調査結果では、放流水、浸出水ともにすべての項目で維持管理上の基準を下回っていた。</p> <p style="text-align: center;">表 放流水の調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>放流水調査結果</th> <th>維持管理上の基準値</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>放流水調査結果</th> <th>維持管理上の基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.0005 未満</td> <td>検出されないこと</td> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>mg/L</td> <td>0.05 未満</td> <td>0.5 以下</td> </tr> <tr> <td>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.0005 未満</td> <td>0.005 以下</td> <td>ほう素及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.6</td> <td>50 以下</td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.003 未満</td> <td>0.03 以下</td> <td>ふっ素及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.1 未満</td> <td>15 以下</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.01 未満</td> <td>0.1 以下</td> <td>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物</td> <td>mg/L</td> <td>15</td> <td>200 以下</td> </tr> <tr> <td>有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)</td> <td>mg/L</td> <td>0.1 未満</td> <td>1 以下</td> <td>水素イオン濃度(水素指数)</td> <td>-</td> <td>7.6</td> <td>5.8 以上 8.6 以下</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.01 未満</td> <td>0.5 以下</td> <td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>mg/L</td> <td>0.5 未満</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>砒素及びその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.01 未満</td> <td>0.1 以下</td> <td>化学的酸素要求量(COD)</td> <td>mg/L</td> <td>5.1</td> <td>90 以下</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.1 未満</td> <td>0.1 以下</td> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>mg/L</td> <td>1.0</td> <td>60 以下</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニル</td> <td>mg/L</td> <td>0.0005 未満</td> <td>0.003 以下</td> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)</td> <td>mg/L</td> <td>0.5 未満</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>0.01 未満</td> <td>0.1 以下</td> <td>ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)</td> <td>mg/L</td> <td>0.5 未満</td> <td>30 以下</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>0.005 未満</td> <td>0.1 以下</td> <td>フェノール類含有量</td> <td>mg/L</td> <td>0.05 未満</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>mg/L</td> <td>0.02 未満</td> <td>0.2 以下</td> <td>銅含有量</td> <td>mg/L</td> <td>0.1 未満</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>mg/L</td> <td>0.002 未満</td> <td>0.02 以下</td> <td>亜鉛含有量</td> <td>mg/L</td> <td>0.1 未満</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>mg/L</td> <td>0.004 未満</td> <td>0.04 以下</td> <td>溶解性鉄含有量</td> <td>mg/L</td> <td>0.1 未満</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>0.02 未満</td> <td>1 以下</td> <td>溶解性マンガン含有量</td> <td>mg/L</td> <td>0.1 未満</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>0.04 未満</td> <td>0.4 以下</td> <td>クロム含有量</td> <td>mg/L</td> <td>0.04 未満</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>mg/L</td> <td>0.005 未満</td> <td>3 以下</td> <td>大腸菌数</td> <td>CFU/mL</td> <td>1 未満</td> <td>800 以下</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>mg/L</td> <td>0.006 未満</td> <td>0.06 以下</td> <td>窒素含有量</td> <td>mg/L</td> <td>16</td> <td>120 以下 (日間平均 60 以下)</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>mg/L</td> <td>0.002 未満</td> <td>0.02 以下</td> <td>燐含有量</td> <td>mg/L</td> <td>0.06 未満</td> <td>120 以下 (日間平均 60 以下)</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>mg/L</td> <td>0.006 未満</td> <td>0.06 以下</td> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/L</td> <td>0.048</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>mg/L</td> <td>0.003 未満</td> <td>0.03 以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>mg/L</td> <td>0.02 未満</td> <td>0.2 以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>mg/L</td> <td>0.01 未満</td> <td>0.1 以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>セレン及びその他の化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.01 未満</td> <td>0.1 以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	放流水調査結果	維持管理上の基準値	項目	単位	放流水調査結果	維持管理上の基準値	アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	検出されないこと	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5 以下	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下	ほう素及びその化合物	mg/L	0.6	50 以下	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.03 以下	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	15 以下	鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	mg/L	15	200 以下	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/L	0.1 未満	1 以下	水素イオン濃度(水素指数)	-	7.6	5.8 以上 8.6 以下	六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	0.5 以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5 未満	60 以下	砒素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	5.1	90 以下	シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 以下	浮遊物質(SS)	mg/L	1.0	60 以下	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	0.5 未満	5 以下	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.1 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	0.5 未満	30 以下	テトラクロロエチレン	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	フェノール類含有量	mg/L	0.05 未満	5 以下	ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.2 以下	銅含有量	mg/L	0.1 未満	3 以下	四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.02 以下	亜鉛含有量	mg/L	0.1 未満	2 以下	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.04 以下	溶解性鉄含有量	mg/L	0.1 未満	10 以下	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	1 以下	溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1 未満	10 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.4 以下	クロム含有量	mg/L	0.04 未満	2 以下	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	3 以下	大腸菌数	CFU/mL	1 未満	800 以下	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.06 以下	窒素含有量	mg/L	16	120 以下 (日間平均 60 以下)	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.02 以下	燐含有量	mg/L	0.06 未満	120 以下 (日間平均 60 以下)	チウラム	mg/L	0.006 未満	0.06 以下	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.048	10 以下	シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03 以下					チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.2 以下					ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.1 以下					セレン及びその他の化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下					<p>既存の水質モニタリング調査結果において、放流水は過去10年以上維持管理上の基準を下回っており、処理前である浸出水の段階においても過去10年以上維持管理上の基準を下回っている。</p> <p>本事業では、排水浄化センターの処理方法を標準活性汚泥法から雨水での希釈処理へ変更する計画である。処理変更を行うが、放流水に適用する維持管理上の基準は現況と同様である。</p> <p>また、安全対策工事として、廃棄物層上部に遮水機能を追加することで、廃棄物層内へ浸透する浸出水の量は抑制され、処理後の放流量も現況より減少すると想定される。</p> <p>以上のことから、排水浄化センターからの処理水の放流に伴う河川水質への影響は現況と同程度もしくはそれ以下になると予測される。</p>	<p>安全対策工事实施後における排水浄化センターからの処理水の放流に伴う河川水質への影響は現況と同程度もしくはそれ以下になると予測される。</p> <p>以上のことから、排水浄化センターからの処理水の放流に伴う河川水質は、生活環境の保全上の目標である「現況の環境を著しく悪化させないこと」を達成できる。</p>
項目	単位	放流水調査結果	維持管理上の基準値	項目	単位	放流水調査結果	維持管理上の基準値																																																																																																																																																																																																					
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	検出されないこと	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.5 以下																																																																																																																																																																																																					
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005 以下	ほう素及びその化合物	mg/L	0.6	50 以下																																																																																																																																																																																																					
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 未満	0.03 以下	ふっ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	15 以下																																																																																																																																																																																																					
鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	mg/L	15	200 以下																																																																																																																																																																																																					
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/L	0.1 未満	1 以下	水素イオン濃度(水素指数)	-	7.6	5.8 以上 8.6 以下																																																																																																																																																																																																					
六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	0.5 以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.5 未満	60 以下																																																																																																																																																																																																					
砒素及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	5.1	90 以下																																																																																																																																																																																																					
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 以下	浮遊物質(SS)	mg/L	1.0	60 以下																																																																																																																																																																																																					
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.003 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	0.5 未満	5 以下																																																																																																																																																																																																					
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 未満	0.1 以下	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	0.5 未満	30 以下																																																																																																																																																																																																					
テトラクロロエチレン	mg/L	0.005 未満	0.1 以下	フェノール類含有量	mg/L	0.05 未満	5 以下																																																																																																																																																																																																					
ジクロロメタン	mg/L	0.02 未満	0.2 以下	銅含有量	mg/L	0.1 未満	3 以下																																																																																																																																																																																																					
四塩化炭素	mg/L	0.002 未満	0.02 以下	亜鉛含有量	mg/L	0.1 未満	2 以下																																																																																																																																																																																																					
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 未満	0.04 以下	溶解性鉄含有量	mg/L	0.1 未満	10 以下																																																																																																																																																																																																					
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 未満	1 以下	溶解性マンガン含有量	mg/L	0.1 未満	10 以下																																																																																																																																																																																																					
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 未満	0.4 以下	クロム含有量	mg/L	0.04 未満	2 以下																																																																																																																																																																																																					
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.005 未満	3 以下	大腸菌数	CFU/mL	1 未満	800 以下																																																																																																																																																																																																					
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 未満	0.06 以下	窒素含有量	mg/L	16	120 以下 (日間平均 60 以下)																																																																																																																																																																																																					
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 未満	0.02 以下	燐含有量	mg/L	0.06 未満	120 以下 (日間平均 60 以下)																																																																																																																																																																																																					
チウラム	mg/L	0.006 未満	0.06 以下	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.048	10 以下																																																																																																																																																																																																					
シマジン	mg/L	0.003 未満	0.03 以下																																																																																																																																																																																																									
チオベンカルブ	mg/L	0.02 未満	0.2 以下																																																																																																																																																																																																									
ベンゼン	mg/L	0.01 未満	0.1 以下																																																																																																																																																																																																									
セレン及びその他の化合物	mg/L	0.01 未満	0.1 以下																																																																																																																																																																																																									
地下水	最終処分場の存在に伴う地下水の流況等への影響の程度	<p>旧埋立地の廃棄物層内の地下水位は周辺地盤の地下水位より低い状態にあり、水封状態が保たれている。このため、廃棄物層内の地下水は周辺地盤へ流出することはない。旧埋立地内に流入した地下水は峠谷地区の浸出水管に集水されている。</p> <p>また、観測している9地点において、著しい水位変動は確認されていない。</p>	<p>現況において、旧埋立地の廃棄物層内の地下水位は周辺地盤の地下水位より低い状態にあり、水封状態が保たれている。このため、旧埋立地内に流入した地下水は周辺地盤へ流出することはない。峠谷地区の浸出水管に集水されている。</p> <p>安全対策工事では、旧埋立地の廃棄物層上部に遮水工を実施する。本工事は、遮水された雨水を遮水工上部に設けられる雨水排水管を通じて調整池へ導くものであり、地下水及び浸出水の流動経路や集水の仕組みに変更を加えるものではない。</p> <p>また、本工事では地盤の掘削等は行わず、地下水位に影響を与える行為はないことから、水封状態は維持され、地下水の流動経路に変化は生じない。</p> <p>以上より、地下水の流れに与える影響は非常に小さいものと予測される。</p>	<p>安全対策工事は、地下水及び浸出水の流動経路や集水の仕組みに変更を加えるものではない。また、本工事では地盤の掘削等は行わず、地下水位に影響を与える行為はないことから、水封状態は維持され、地下水の流動経路に変化は生じず、地下水の流れに与える影響は非常に小さいものと予測される。</p> <p>以上のことから、最終処分場の存在に伴う地下水の流況等は、生活環境の保全上の目標である「現況の地下水の流れに影響を与えないこと」を達成できる。</p>																																																																																																																																																																																																								

4.2 施設の変更に関する計画に反映した事項及びその内容

特になし

4.3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

4.3.1 騒音

- ・排水浄化センター設備機器について、定期的なメンテナンスを実施する。

4.3.2 振動

- ・排水浄化センター設備機器について、定期的なメンテナンスを実施する。

4.3.3 水質

- ・排水浄化センター設備機器について、定期的なメンテナンスを実施する。
- ・現在、定期水質モニタリングを行っている周辺地下水（上流側、下流側）、放流水と自主モニタリング地点は現状と同様の項目を継続する。
- ・上記地点に加え、浸出水管が目詰まりする等で機能せず敷地外部へ地下水が漏洩し水質の悪化が生じた場合は、必要に応じて追加観測を実施する。

4.3.4 地下水

- ・廃棄物層が外部よりも地下水位が低い状態が維持され水封の状態であることを確認するために、2024年度実施した地下水位の一斉観測と同等の地下水位定期観測を実施する。

